



訴 状

令和2年2月26日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 作 花 知 志

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 村 珠 代

〒 ー
原 告 A

〒 ー
原 告 B

〒 ー
原 告 C

〒 ー
原 告 D

〒 ー

原 告 E

— —

原 告 F

— —

原 告 G

— —

原 告 H

— —

原 告 I

— —

原 告 J

— —

原 告 K

— —

原 告 L

— —

原 告 M

〒 ー

原 告 N

〒700-0901 岡山市北区本町3番13号 イトーピア岡山本町ビル6階
作花法律事務所（送達先）

電 話 086-206-2331

FAX 086-206-2332

上記原告ら訴訟代理人 弁護士 作花知志

〒210-0005 川崎市川崎区東田町1番地2 いちご川崎ビル2階
神奈川法律事務所

電 話 044-201-1261

FAX 044-201-1262

上記原告ら訴訟代理人 弁護士 大村珠代

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

上記代表者法務大臣 三好雅子

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 154万円

貼用印紙額 1万3000円

目 次

第 1	請求の趣旨	5 頁
第 2	請求の原因	6 頁
1	当事者について	6 頁
2	原告らの権利侵害について	9 頁
3	総論	30 頁
4	リプロダクティブ権について	30 頁
5	親権及び監護権について	32 頁
6	一方親が、他方親の同意を得ずに子を連れ去ること（引き離すこと）は、他方親の基本的人権である親権及び監護権を侵害する行為であると同時に、連れ去られる子の人権（両親から共同親権、共同監護を受ける権利）をも侵害する行為であることについて	39 頁
7	日本の国内法には、一方親による他方親の同意を得ない子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定が不存在であることについて（法の欠缺 1， 2 及び 3 について）	39 頁
8	小括	48 頁
9	「法の欠缺 1 ないし 3」が憲法違反であることについて	49 頁
10	「法の欠缺 1 ないし 3」を補う法の立法義務が、国会（国会議員）に認められることについて	54 頁
11	「法の欠缺 1 ないし 3」についての国会（国会議員）の立法不作為が国家賠償法上違法であることについて	69 頁
12	国会（国会議員）の立法不作為は漫然と行われた違法な行為であることについて	73 頁
13	原告らの損害	73 頁
14	結論	78 頁

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告Aに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告Bに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告Cに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告Dに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告は、原告Eに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 被告は、原告Fに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 7 被告は、原告Gに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 8 被告は、原告Hに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 9 被告は、原告Iに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 10 被告は、原告Jに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 11 被告は、原告Kに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 12 被告は、原告Lに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 13 被告は、原告Mに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日か

ら支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

14 被告は、原告Nに対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

15 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者について

(1) 原告A

ア 原告A（以下「原告A」という。）と〇〇〇〇（以下「原告Aの妻」という。）は、平成〇〇年〇月〇〇日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Aと原告Aの妻との間には、長男A〇〇（平成〇〇年〇月〇〇日生）の未成年者が1人いる（以下「原告Aの長男」という。）。

(2) 原告B

ア 原告B（以下「原告B」という。）とB〇〇（以下「原告Bの妻」という。）は、平成24年12月23日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Bと原告Bの妻との間には、長女B〇〇（平成26年5月5日生）の未成年者が1人いる（以下「原告Bの長女」という。）。

(3) 原告C

ア 原告C（以下「原告C」という。）とC〇〇（以下「原告Cの妻」という。）は、平成25年6月17日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Cと原告Cの妻との間には、長女C〇（平成27年1月4日生）の未成年者が1人いる（以下「原告Cの長女」という。）。

(4) 原告D

ア 原告D（以下「原告D」という。）とD〇〇〇（以下「原告Dの妻」という。）は、平成23年12月に婚姻した夫婦である。

イ 原告Dと原告Dの妻との間には、長男D〇〇（平成27年4月生）の未成年者の

子が1人いる（以下「原告Dの長男」という。）。

(5) 原告E

ア 原告E（以下「原告E」という。）とE〇〇（以下「原告Eの夫」という。）は、平成19年12月24日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Eと原告Eの夫との間には、長女E〇〇（平成20年7月18日生、以下「原告Eの長女」という。）、E〇〇（平成21年7月11日生、以下「原告Eの長男」という。）、および二女E〇〇〇（平成23年11月30日生、以下「原告Eの二女」という。）の未成年者の子が3人いる（以下「原告Eの3人の子」という。）。

(6) 原告F

ア 原告F（以下「原告F」という。）とF〇〇〇（以下「原告Fの妻」という。）は、平成24年4月8日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Fと原告Fの妻との間には、長女F〇〇〇（平成26年2月18日生）の未成年者の子が1人いる（以下「原告Fの長女」という。）。

(7) 原告G

ア 原告G（以下「原告G」という。）とG〇〇（以下「原告Gの妻」という。）は、平成25年8月15日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Gと原告Gの妻との間には、長男G〇〇（平成26年1月28日生）の未成年者の子が1人いる（以下「原告Gの長男」という。）。

(8) 原告H

ア 原告H（以下「原告H」という。）とH〇〇（以下「原告Hの妻」という。）は、平成18年10月9日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Hと原告Hの妻との間には、長男H〇〇〇（平成19年4月17日生、以下「原告Hの長男」という。）及び長女H〇〇（平成23年11月20日生、以下「原告Hの長女」という。）の2人の未成年者の子がいる（以下「原告Hの2人の子」という。）。

(9) 原告I

ア 原告I（以下「原告I」という。）とI〇〇〇（以下「原告Iの妻」という。）は、平成27年7月17日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Iと原告Iの妻との間には、長女I〇〇（平成28年9月16日生）の未成年者が1人いる（以下「原告Iの長女」という。）。

(10) 原告J

ア 原告J（以下「原告J」という。）とJ〇〇（以下「原告Jの妻」という。）は、平成〇〇年〇月〇日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Jと原告Jの妻との間には、長女J〇〇〇（平成〇〇年〇月〇〇日生）の未成年者が1人いる（以下「原告Jの長女」という。）。

(11) 原告K

ア 原告K（以下「原告K」という。）と〇〇〇〇（以下「原告Kの妻」という。）は、平成21年3月25日に婚姻した夫婦である。原告Kの国籍は、日本であり、原告Kの妻の国籍は、グアテマラ共和国である。

イ 原告Kと原告Kの妻との間には、長女K〇〇（平成25年9月23日生）の未成年者が1人いる（以下「原告Kの長女」という。）。長女の国籍は、日本である。

(12) 原告L

ア 原告L（以下「原告L」という。）とL〇〇（以下「原告Lの妻」という。）は、平成26年9月26日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Lと原告Lの妻との間には、長男L〇〇（平成28年5月6日生）の未成年者が1人いる（以下「原告Lの長男」という。）。

(13) 原告M

ア 原告M（以下「原告M」という。）とM〇〇（以下「原告Mの妻」という。）は、平成27年8月27日に婚姻した夫婦である。

イ 原告Mと原告Mの妻との間には、妻の連れ子で原告Mの養子M〇（平成23年1月5日生、以下「原告Mの養子」という。）及びM〇〇〇（平成27年10月16

日生，以下「原告Mの長女」という。）2人の未成年者の子がいる（以下「原告Mの2人の子」という。）。

(14) 原告N

ア 原告N（以下「原告N」という。）とN〇〇（以下「原告Nの夫」という。）は，平成14年10月2日に婚姻した夫婦である。原告Nの国籍は，〇〇である。原告Nの夫の国籍は，〇〇である。

イ 原告Nと原告Nの妻との間には，長女N〇〇〇〇〇〇〇（平成16年9月21日生，以下「原告Nの長女」という。）及び長男N〇〇〇〇〇〇〇（平成21年2月27日生，以下「原告Nの長男」という。）の2人の未成年者の子がいる（以下「原告Nの2人の子」という。）。原告Nの2人の子の国籍は，〇〇と〇〇である。

2 原告らの権利侵害について

(1) 原告Aの権利侵害

ア 原告Aは，平成〇〇年〇月末，妻が育児や家事をほとんどせず，暴言がひどく，部屋を荷物で埋め尽くしており，休日は倒れたように寝ていること等を妻の両親に相談した。これを契機として，原告Aの妻は，原告Aから長男を奪い取る，鍵をかけて長男とともに部屋に閉じこもるなどして，家庭内で原告Aから長男を引き離すようになった。

原告Aは，妻の行動について児童相談所に継続的に相談した。平成〇〇年〇月〇日，児童相談所が原告Aの妻に電話をかけたが，妻は電話に出なかった。

原告Aは，原告Aの妻の行動について児童相談所に継続的に相談した。平成〇〇年〇月〇日，児童相談所が原告Aの妻に電話をかけたが，原告Aの妻は電話に出なかった。

イ 児童相談所が原告Aの妻に電話をした〇〇〇〇〇，原告Aの妻は，公園に行くと言って長男（当時〇歳〇〇か月）を連れ出した。原告Aの妻は，原告Aに知らせず，また原告Aの承諾を得ることなく，妻の実家に長男を連れて行き，自宅に戻さず，原告Aから連れ去った（引き離した）。

ウ 原告Aは、長男を連れ去られて（引き離されて）から○日後の同月○○日、○○家庭裁判所に子の監護者指定の調停及び離婚調停を申し立てた。同年○月○日、原告Aは、子の仮監護者の指定の審判、子の引渡しの審判並びに同保全処分及び面会交流の調停を申し立てた。先行する子の監護者指定の調停は審判に移行し、子の仮監護者の指定の審判、子の引渡しの審判及び同保全処分に併合された。平成○○年○月○日、これらの審判において、長男の監護者は原告Aの妻と指定され、原告Aのその余の申立てはすべて却下された。○○○年○月○日、○○高等裁判所の抗告審においても原裁判所の審判が維持された。

原告Aは、○○○年○月○○日、離婚調停を取り下げた。原告Aと妻は婚姻状態にあり、原告Aは、長男に対して親権を有している。

エ 原告Aは、○○○○年○月○日に長男が連れ去られて（引き離されて）から約半年間、長男に会うことを妻に拒否され、長男に全く会うことができなかった。○年○○月以降は、ほぼ月○回わずか○時間しか面会することができなかった。○○○年○月○○日、面会交流調停成立後は、原告Aは、月に○回、○時間の面会交流の時間を除いては、長男に会うことができず、親権を行使することができない。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告Aの妻によって長男が連れ去られた（引き離された）結果、原告Aは、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

(2) 原告Bの権利侵害

ア 原告Bの妻は、原告Bに対し、平成27年11月、離婚したいと告げ、長女が自分に懐かず、原告Bの方が自分より長女を可愛がっていることから、原告Bが長女を育ててほしいと言った。

原告Bは、このような発言をする妻と子育てすることはできないと考えた。原告Bの妻は、以前より突発的に物を投げたり、大声を出して泣いたりすることもあるため、原告Bは、平成28年7月13日、妻に対し、離婚の意思がある旨を告げた。

原告Bの妻は、同月14日、同人の実家に宿泊する予定にしており、原告Bもこれを承諾していたことから、長女（当時2歳2か月）を連れ出し、実家へ長女を連れて行った。

イ 原告Bの妻は、同月17日、原告Bに対し、横浜に戻るが長女は連れて行かないと連絡し、長女を自宅に戻さず、この日以降原告Bから連れ去った（引き離した）。

ウ 原告Bは、横浜家庭裁判所に対し、平成28年8月23日、離婚調停を申し立てたが同年11月21日に不成立となったため、同月29日、離婚を求める訴訟を提起し、現在も係属中である。

原告Bと妻は婚姻状態にあり、原告Bは、長女に対して親権を有している。

エ 原告Bは、平成28年11月29日に横浜家庭裁判所に対し、面会交流調停を申し立てた。同調停は審判に移行した。

原告Bは、平成29年1月31日、子の監護者の指定の審判及び子の引渡しの審判を申し立てた。

平成30年3月30日、審判において、長女の監護者は原告Bの妻と指定され、引き渡し請求は却下された。また、面会交流は、月1回、7時間が原則とされ、申立人の誕生日等の特別の事情がある場合には事前に協議して実施時間を延長することができるとされた。原告Bは、即時抗告及び特別抗告までして争ったが、いずれにおいても原裁判所の審判が維持された。

原告Bは、長女が連れ去られて（引き離されて）から、原則として月1回、7時間の面会交流しか認められず、長女に対し親権を行使することができない。また、特別な事情がある場合の実施時間の延長は、原告Bの妻が事前協議に応じなかったため、令和元年12月21日の面会交流を除き、実施されていない。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告Bの妻によって長女が連れ去られた（引き離された）結果、原告Bは、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

(3) 原告Cの権利侵害

ア 原告Cの長女が出生後、原告Cと妻は長女のことで夫婦喧嘩が多くなり、不仲になっていった。

原告Cの妻は、平成30年3月3日に、原告Cが自宅を不在にしている間に、長女（当時3歳2か月）を連れ出した。

イ そして原告Cの妻は、長女を、原告Cに知らせず、また原告Cの承諾を得ることなく埼玉の妻の実家に連れて行き、埼玉の自宅に戻さず、原告Cから連れ去った（引き離した）。

ウ 原告Cは、平成30年4月にさいたま家庭裁判所に対し、子の監護者指定の調停、子の引渡しの調停及び面会交流調停を申立てた。同調停は、審判に移行し、長女の監護者は原告Cの妻と指定され、子の引き渡しの請求は却下され、東京高等裁判所においても原裁判所の審判が維持された。

原告Cの妻は、平成30年4月にさいたま家庭裁判所に離婚調停を申し立てたが、不成立となった。

原告Cと原告Cの妻は婚姻状態にあり、原告Cは、長女に対して親権を有している。

エ 原告Cは、平成30年4月にさいたま家庭裁判所に面会交流調停を申し立て、同年10月に調停が成立した。長女が連れ去られて（引き離されて）から、調停が成立するまで、原告Cは、長女に3回しか会うことができなかった。調停成立後、同年11月からは、原告Cは、月1回、7時間の面会交流時間を除いては、長女に会うことができず、親権を行使することができない。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告Cの妻によって長女が連れ去られた（引き離された）結果、原告Cは、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

(4) 原告Dの権利侵害

ア 原告Dの妻は、長男を出産後、原告Dに対してストレスをぶつけるようになり、

夫婦関係が悪化した。

原告Dの妻は、平成29年3月に、原告Dが仕事で自宅を留守にしている間に、長男（当時1歳11ヶ月）を連れ出した。

イ 原告Dの妻は、原告Dに知らせず、また原告Dの承諾を得ることなく、長男を愛知の妻の実家に連れて行き、自宅に戻さず、原告Dから連れ去った（引き離した）。

ウ 原告Dの妻は、平成29年4月に横浜家庭裁判所に離婚調停を申し立てたが、同調停は不成立となった。原告Dの妻は、同裁判所に離婚訴訟を提起した。令和元年12月、長男の親権者を原告Dの妻と定めるとの判決がされた。原告Dは、これを不服として、東京高等裁判所に控訴した。

原告Dと妻は婚姻状態にあり、原告Dは、長男に対して親権を有している。

エ 平成29年7月、原告Dは、横浜家庭裁判所に面会交流調停を申立てた。2か月に1回の頻度で数回長男と面会した後、平成30年1月ないし3月は月1回3時間の面会交流が実施できたため、原告Dは、面会交流調停の申立てを取り下げた。

ところが、取下げ直後、原告Dの妻は、面会交流を拒絶し、面会交流が実施できない事態となった。

原告Dは、同年、名古屋家庭裁判所に再度、面会交流調停を申し立てた。同年10月に試行面会が実施され、「2か月に1回、1時間、第三者機関を利用する」という内容の審判がされた。しかし、原告Dの妻は、審判に従わず、原告Dが代理人弁護士を通じて手紙を4度送るも、全く面会交流に応じない。

原告Dが、長男に面会したのは、平成30年10月が最後である。原告Dは、この1年間でたった40分、妻による連れ去り（引き離し）から2年半の間にわずか24時間しか長男と一緒に時間を過ごすことができなかった。

原告Dは、長男の健康状態、通園する保育園、長男が日々どのように過ごしているかなど長男の状況を一切知らされず、長男の写真も送られていない。長男は話し始める前の1歳11か月で連れ去られたため、原告Dは、長男から「パパ」、「お父さん」と呼ばれたことが一度もない。原告Dは、長男に父の存在を感じてもらえ

ず、また長男に対し、理系である原告Dならではの遊び方、考え方や価値観などを教えることができない。長男もまた原告Dから養育を受ける権利を享受することができない。長男は、原告D側の祖父母とも会うことができず、祖父は、長男に会えないまま、平成31年1月に亡くなった。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告Dの妻によって長男が連れ去られた（引き離された）結果、原告Dは、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

(5) 原告Eの権利侵害

ア 原告Eは、夫の不貞行為が原因で平成28年9月末に離婚調停を申し立てたが、夫が離婚を拒み、平成29年1月に離婚調停は不成立となった。原告Eは別居を決意した。

平成29年3月6日の引っ越し当日、原告Eが二女（当時5歳3か月）を保育園に迎えに行くと、夫が車で後からついてきて、原告Eが拒否するのを無視して夫の実家に二女を連れて行った。原告Eが長女（当時8歳7か月）を自身の実家に預け、長男（当時7歳7か月）とともに二女を迎えに行くと、夫の母が長男を実家に連れ込んでしまった。原告Eは長男と二女を連れて帰ることを懇願したが、夫と同人の母は、拒否しつづけた。3時間が経過しても事態は変わらず、夜遅くなってしまったため、原告Eは退去した。

イ その後も原告Eは、夫の実家を訪ね、長男と二女に会っていたが、長男と二女を連れて帰ることは拒絶された。そのうち夫の実家の玄関の鍵を閉められるようになり、二女が連れて行かれてから1か月を経過する頃には、原告Eは、長男と二女に全く会えなくなった。原告Eと長女は、原告Eの夫により長男と二女を連れ去られた（引き離された）。

ウ 原告Eは、平成29年5月29日、千葉家庭裁判所に対し3人の子らの監護者指定の審判、及び長男と二女の引渡しを求める審判を申し立てた。同年6月14日、原告Eの夫も、3人の子らの監護者指定の審判及び長女の引渡しを求める審判を申

し立てた。

この頃から、長女が長男と二女に会えないことにより、精神的に不安定となった。原告Eは夫に対し子ども同士だけでも会わせてほしいと懇請したが、夫はこれも拒絶した。長女は、長男と二女から分離されていることに堪えられず、住んでいた家に行ったところを原告Eの夫により連れ去られた（引き離された）。

原告Eは、同年7月、長女の引渡しを求める審判を申し立て、同事件は、先行して申し立てられた事件と併合された。

審判において、3人の子の監護者は原告Eの夫と指定され、原告Eの申立てはいずれも却下された。原告Eは、東京高等裁判所に即時抗告を申し立てたが、東京高等裁判所は、平成30年8月28日、抗告を棄却し、審判は確定した。

原告Eと夫は婚姻状態にあり、原告Eは、3人の子に対して親権を有している。

エ 原告Eは、前記ウの審判の係属中、千葉家庭裁判所に対し面会交流調停を申し立てた。原告Eと夫は、平成30年5月31日、監護者指定の審判が確定後に再協議することとして、概ね月1回の手紙送付と写真の送付を合意した。

原告Eの夫を3人の子の監護者とする抗告審が確定したことから、原告Eは、面会交流の再調停を申し立てた。令和元年5月11日、調停に代わる審判において、直接の面会交流は認められず、手紙の送付と写真の送付の頻度は、月1回から2か月に1回に減らされた。令和元年11月22日、2か月に1回の手紙の送付、3人の子の誕生日とクリスマスにプレゼントを贈ること、及び2か月に1回の3人の子の自然な表情の写真を送付することを認める審判がされた。

原告Eが3人の子を連れ去られて（引き離されて）以来、試行的面会交流さえ行われず、原告Eは3人の子に一度も会うことができない。間接的な面会交流の頻度すら減らされ、2か月1回の手紙と写真の送付及びプレゼントを贈ることしか認められていない。原告Eは3人の子に対し、親権を行使することが全くできない。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告Eは、原告Eの夫によって3人の子を連れ去られた（引き離された）。その結果、原告E

は、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

(6) 原告Fの権利侵害

ア 原告Fの妻は、専業主婦で結婚当初から実家に依存する傾向があり、出産直後から長女への独占欲を強めていった。原告Fは、妻には夫婦で話し合ってお互いを理解する能力や相手を思いやる能力が足りないように感じ、妻を刺激しないように配慮しながら婚姻生活を送っていた。

平成26年8月4日、原告Fと妻は、妻が送信したメールの内容のことで口論となった。妻が長女を自家用車に乗せて連れ去ろうとしたため、原告Fと妻は、長女を取り合ってもみ合いとなり、妻が警察に通報したため、原告Fは逮捕され、10日間もの勾留までも余儀なくされた。

イ 原告Fの妻は、原告Fが勾留中に、原告Fに知らせず、また原告Fの承諾を得ることなく、自宅から長女（当時7か月）を連れ出し、茨城県下妻市の実家に連れて行き、茨城県稲敷市の自宅に戻さず、原告Fから連れ去った（引き離した）。

原告Fの妻は、長女を原告Fに会わせようとせず、その結果、原告Fは長女に2年2か月もの長期間、ただ一度の試行的面会交流を除いて会うことができなかった。

ウ 原告Fの妻は、平成26年11月、水戸家庭裁判所竜ヶ崎支部に離婚調停を申し立てたが、平成27年4月22日に離婚調停が不成立となり、同年5月14日、離婚訴訟を提起した。

原告Fは、妻が平成26年6月24日に稲敷警察署において原告Fから暴力を受けていると相談し、同年7月25日に原告Fからの暴言や暴行を医師に申告するなど虚偽の主張を繰り返して原告FをDV加害者に仕立て上げたと主張し、同年8月4日の出来事に関しても争った。結審までに担当裁判官が2度交替し、当初の担当裁判官及び2人目の担当裁判官は、原告FによるDVは認められない旨の判断を示し、また、当初の担当裁判官は、平成26年8月4日の出来事は、原告Fの妻が原告Fの同意を得ずに別居しようとして生じたものであり、これ自体は婚姻破綻を基礎付ける事実ではないと考えるとの判断を示した。さらに、平成28年9月30日

の面会交流審判においても、平成26年8月4日の事件について、「双方が興奮状態となってもみ合う中で生じたものであると認められ、その他本件傷害事件の前後を通じて、申立人が相手方又は未成年者に対し、殊更肉体的又は精神的に害を及ぼす行動を取っていたことは認められない。」との判断が示され、同審判は確定した。

しかしながら、3人目の担当裁判官は、平成31年3月8日、原告Fの妻を親権者とする判決をした。原告Fがこれを不服として控訴したが、令和元年12月11日、東京高等裁判所は親権者指定の部分についての原告Fの控訴を棄却した。原告Fは、令和元年1月8日、最高裁判所に上告した。

原告Fと原告Fの妻は婚姻状態にあり、原告Fは、長女に対して親権を有している。

エ 原告Fは、平成27年3月、水戸家庭裁判所竜ヶ崎支部に長女との面会交流を求める調停を申立てた。同調停は審判に移行し、原告Fの妻が面会交流に一切応じようとしなかったことから、原告Fは間接強制を申し立てた。平成28年9月30日、原告Fの妻に対し、原告Fが長女と、平成29年2月までは毎月1回1時間、同年3月以降は毎月1回2時間、面会交流することを許すことを命ずる審判がされ、間接強制の面会交流が認められた。

原告Fは、平成27年6月28日の試行的面会交流において長女に会うことはできたものの、長女に定期的に会えるようになったのは、長女を連れ去られて（引き離されて）から2年2か月もの期間が経過した平成28年10月からであった。原告Fは、慈しんできた長女に2年2か月もの長期間、ほとんど会うことができず、親子関係を断絶された。この苦痛は耐え難いものであった。

その後3年以上もの間、原告Fは、月1回、2時間、年間でわずか24時間の面会交流の時間を除いては、長女に会うことができず、親権を行使することができない。

原告Fの妻は、長女の保育園の運動会、初めての七五三や幼稚園の入園式について原告Fに知らせることはなく、長女の写真を渡すことさえなかった。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより，原告Fの妻によって長女が連れ去られた（引き離された）結果，原告Fは，基本的人権としての①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権が侵害された。

(7) 原告Gの権利侵害

ア 原告Gの妻は長男を出産後も，家事を放棄し，長男を置き去りにして深夜まで外出することが数回あった。平成29年9月25日，原告Gが妻に不貞の疑いについて確認すると，妻は，原告Gに対し，「お付き合いしている人がいます。」，「宮城には帰ります。」，「私に勝てると思っているのか。」などと恫喝した。その後，話し合いをする間もなく，原告Gの妻は，同月29日，原告Gが出勤で自宅を不在にしている間に，妻の母親と計画的に長男（当時3歳8か月）を連れ出した。

イ そして原告Gの妻は，長男を，原告Gに知らせず，また原告Gの承諾を得ることなく宮城の妻の実家に連れて行き，兵庫の自宅に戻さず，原告Gから連れ去った（引き離した）。

ウ 原告Gは，妻の実家を訪ね，一度は長男と会うことができた。しかし，その後原告Gが妻に対し話し合うよう説得を重ねても，妻は応じず，「長男を奪われる。」という理由で長男と会わせることも拒んだ。やむなく原告Gは，平成29年11月頃に仙台家庭裁判所古川支部に対し子の監護者指定の審判，子の引渡しの審判並びに同保全処分及び面会交流調停を申し立てた。

子の監護者指定の審判及び子の引渡しの審判並びに同保全処分の審判において，長男の監護者は妻と指定され，その余の申立ては却下された。仙台高等裁判所の抗告審においても原裁判所の審判が維持された。原告Gは，特別抗告をしたが，棄却された。

他方，原告Gの妻は，平成29年11月に仙台家庭裁判所古川支部に婚姻費用分担調停及び離婚調停を申し立てた。離婚調停は不成立となり，現在は，離婚訴訟が仙台家庭裁判所に継続中である。

原告Gと原告Gの妻は婚姻状態にあり，原告Gは，長男に対して親権を有してい

る。

エ 面会交流調停の申立後、原告Gは、平成30年2月以降は、月1回2時間、指定された場所において、妻又は第三者の監視付きという条件下でようやく長男と会うことができるようになった。同年7月以降は、面会交流時間だけは午前10時から午後5時までの7時間になったものの、原告Gは、長男に月1回、妻又は第三者の監視付きという制限下でしか会うことができなかった。

令和元年9月25日の面会交流の審判においても、原告Gは、月1回、7時間の面会交流しか認められず、監視のない面会交流についての判断は示されなかった。

原告Gは、長男との面会交流のための兵庫と宮城間の交通費がかさみ、婚姻費用の負担とで財政的に追い詰められている。

原告Gは、同性の親として、これから長男が社会で生きていくために必要なことを自分の経験から教える責任があると考えているが、制限付きの面会交流しか認められず、非常に腹立たしく感じている。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告Gの妻によって長男が連れ去られた（引き離された）結果、原告Gは、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

(8) 原告Hの権利侵害

ア 平成27年上旬頃から、原告Hの妻は、不貞行為に及び、家庭を軽視する態度を強めていった。

平成28年3月10日、原告Hは、妻の態度を問いただそうとした際に妻の腕を強く掴んだところ、妻の腕に内出血の跡が残った。同月13日、家庭内暴力の通報を受けたという理由で、横浜南警察署において原告Hは、事情聴取を受けた。この間に、原告Hの妻は、2人の子（当時、長男は8歳11か月、長女は4歳3か月。）を、原告Hの同意なく、自宅から連れ出した。

イ そして原告Hの妻は、2人の子を、原告Hに知らせず、また原告Hの承諾を得ることなく、いずこかへ連れて行き、所在を明かさず、原告Hから連れ去った（引き

離した)。

ウ 原告Hの妻は、平成28年6月に横浜家庭裁判所に対し離婚調停を申し立てたが、不成立となった。

現在は、原告Hの妻が提起した離婚訴訟が同裁判所に係属中である。

原告Hと原告Hの妻は婚姻状態にあり、原告Hは、2人の子に対して親権を有している。

エ 原告Hの妻による2人の子の連れ去り(引き離し)後、原告Hは、比較的頻繁に2人の子と交流ができていた。しかし、平成28年12月の離婚調停期日において、原告Hが妻の不貞行為を追及したところ、妻の態度が急激に硬化し、妻が面会交流について非協力的になった。その後1年以上、原告Hの妻が面会交流を拒んだため、原告Hは、徒歩5分の距離に住んでいるにもかかわらず、2人の子とほとんど会うことができなかった。

平成29年9月に原告Hが申し立てた面会交流調停は、翌年9月に結審し、月2回各6時間及び長期休暇に二泊三日程度の宿泊交流が認められた。審判以降は、原告Hは、審判で定められた面会交流の時間を除いては、2人の子に会うことができず、親権を行使することができなかった。

オ 面会交流を続けるうちに、原告Hの妻が長男に対し頻繁に肉体的・精神的暴力を加えていることが発覚し、原告Hは、慎重に経過を見守った。平成31年2月21日、原告Hは、所轄署に対応を依頼したところ、同日の朝に原告Hの妻による長男に対するかなり悪質な暴力行為があったことが発覚し、児童相談所への通告が行われた。

同年4月12日、長男が小学校の担任に「前夜に母から包丁を突き付けて脅された。もう母が怖くて一緒に暮らせないので、父に連絡して保護してもらってほしい」と要望したところ、学校側はそれを黙殺して児童相談所に連絡し、その結果、原告Hの2人の子は、児童相談所に一時保護された。

保護解除後の帰宅先について原告Hと妻との間で争いとなり、原告Hの妻は、同

年4月に横浜家庭裁判所に対し子の監護者指定の審判及び同保全処分を申立てた。

令和元年6月、一時保護が解除され、原告Hの妻のもとに2人の子が戻されたのを受けて保全処分は取り下げられた。監護者指定審判は現在も係属中である。

同年8月23日、原告Hの2人の子は、原告Hによる保護を希望して母親のもとを去り、原告Hの監護下に入った。

カ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告Hの妻によって2人の子が連れ去られた（引き離された）結果、原告Hは、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

(9) 原告Iの権利侵害

ア 原告Iと妻は、妻の妊娠期間中に家事や家計のやり取りが原因で、夫婦不和となった。原告Iの妻は、平成28年11月27日、原告Iが当直勤務で自宅を不在にしている間に、原告Iに知らせず、承諾を得ずに、長女（当時生後2か月）を連れ去った（引き離した）。

イ その後、原告Iの妻は、原告Iに対し、長女を一人で育てると一方的に通知してきた。原告Iの妻は、長女の居所を原告Iに教えなかった。

ウ 原告Iの妻は、同年12月16日、大阪家庭裁判所堺支部に対し、離婚調停を申し立て、平成29年6月28日、離婚調停は不成立となった。原告Iの妻は、同年10月19日、大阪家庭裁判所に対し、原告Iを被告として、離婚訴訟を提起した。他方、原告Iも反訴を提起した。判決では、原告Iの妻が親権者とされたため、原告Iは、大阪高等裁判所に、控訴し、現在も離婚訴訟が係属中である。

原告Iと原告Iの妻は婚姻状態にあり、原告Iは、長女に対して親権を有している。

エ 原告Iは、平成29年1月12日、大阪家庭裁判所堺支部に対し、面会交流調停を申し立てた。同調停は不成立となり、審判に移行した。平成31年3月26日、月1回の長女の写真の送信及び毎年3回の数十秒程度の動画の送信による間接的な面会交流に止め、1年経過後に再検討するとの審判がされた。

原告 I は、大阪高等裁判所に即時抗告を申し立て、抗告審では、令和 2 年 1 0 月以降は、原告 I に対して、長女との直接の面会を認め、その条件を 2 か月に 1 回、1 回につき 2 時間以内、第三者機関の援助を受けることとするなどの内容で原審判決が変更された。原告 I は、許可抗告及び国連人権理事会に対して不服申し立てしたことを理由に記載して特別抗告をしたが、いずれも棄却された。

原告 I の妻が長女を連れ去って（引き離して）以来、現在に至るまでの約 3 年間、原告 I は長女と一度も会うことができていない。原告 I の妻は、家庭裁判所内での試行的面会交流さえも拒否し、原告 I が長女を目にすることができたのは、たったの一度、平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日にマジックミラー越しに 5 分間だけであった。原告 I は、長女に対して親権を行使することが全くできない。原告 I の妻が原告 I と長女との一切の交流を拒んでいるため、原告 I は、長女と触れ合うことすらできない。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告 I の妻によって長女が連れ去られた（引き離された）結果、原告 I は、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

(10) 原告 J の権利侵害

ア 原告 J は、妻の実父の遺産整理を妻の養父から命じられ、平成〇〇年〇月から実施したところ、同年〇月頃から眩暈の症状が頻回に出現し、職場で倒れたことも複数回あった。原告 J は、同年〇月〇日より休職し、翌平成〇〇年〇月〇日、妻の了解を得て、退職した。

原告 J の妻は、〇〇年〇月〇〇日に長女を出産した。

同年〇月初旬頃から、妻に産後うつらしき症状が見られるようになった。同時期に、妻に病気が見つかった。妻は、同月中旬から長女を連れて実家に毎週末帰省するようになった。

同年〇月初旬頃から、原告 J と妻はともに体調が悪化し、些細なことで険悪な雰囲気が出るようになった。

原告Jの妻は、〇月〇〇日、療養のため長女（当時生後2か月）を連れて実家に帰省した。

イ 同年〇月下旬、原告Jは、妻に対し、長女に会いたいと何度も懇願したが、妻はこれを無視し、一切応じなかった。

原告Jの妻は、同年〇月〇〇日、自宅から長女と自分の荷物を運び出し、原告Jに対し、離婚協議書及び離婚届に署名するよう求めた。

こうして原告Jの妻により、原告Jは、長女を連れ去られた（引き離された）。

ウ 原告Jは、〇年〇月〇〇日、〇〇家庭裁判所に対し夫婦関係円満調停を申し立て、他方、妻は、〇月〇〇日、離婚調停を申し立てた。平成〇〇年〇月、原告Jの妻が話し合いに応じず、調停は不成立となった。〇年〇月頃、原告Jの妻は、〇〇家庭裁判所に対し離婚訴訟を提起し、現在も離婚訴訟が係属している。

原告Jと原告Jの妻は婚姻状態にあり、原告Jは、長女に対して親権を有している。

エ 原告Jは、〇年〇〇月〇〇日、〇〇家庭裁判所に対し、面会交流調停を申し立てた。しかし、原告Jの妻が原告Jと長女との面会交流を拒否しつづけているため、直接の面会交流は一度も実施できない状態が続いている。原告Jの妻は、原告Jから長女を連れ去って（引き離して）以降、長女の写真を6回しか送付していない。送られた写真の中には不鮮明な写真や長女の表情が分からない写真など、間接交流の趣旨に反する写真もあった。

原告Jが妻により長女を連れ去られて（引き離されて）から、すでに1年10か月が経過しているが、原告Jは、これまで一度も長女と会うことができず、触れ合うこともできない。原告Jは、妻から送付された長女の写真でしか、長女の顔を見ることができず、成長を確認することができない。原告Jは、長女に対し、全く親権を行使することができない。原告Jは、長女に父がいることを知ってもらいたい、定期的に長女に会いたい、長女の安否を確認したいと切望しているが、叶わず、父親として長女のために何もしてあげることができない。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより，原告Jの妻によって長女が連れ去られた（引き離された）結果，原告Jは，基本的人権としての①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権が侵害された。

(11) 原告Kの権利侵害

ア 原告Kの妻は，グアテマラ共和国国籍の男性と不貞行為をした。

原告Kは，平成28年5月14日頃，妻と長女（当時2歳7か月）を公園へ連れて行き，一足先に帰宅したが，この日，妻と長女は帰宅しなかった。同月16日，原告Kの妻が警察官2名とともに自宅を訪れたので，原告Kは，長女を返すように言ったが，妻は，原告Kに知らせず，また原告Kの承諾を得ることなく，長女をいずこかへ連れて行き，所在を明かさず，この日以降，原告Kから連れ去った（引き離した）。

同月末，原告Kの妻は，原告Kの妻に対する虚偽の暴力・脅迫を理由として，広島地方裁判所三次支部に接近禁止等の保護命令を申し立てた。原告Kの妻の申立てを認める決定に対し，原告Kは，広島高等裁判所に即時抗告した。同年7月20日，広島高等裁判所は，原告Kの妻が主張する暴力・脅迫の事実等は認められないと認定し，保護命令の申立てを却下した。

イ 原告Kは，広島家庭裁判所に対し，同年8月22日，妻を相手方として，子の監護者の指定及び子の引渡しの審判を申し立てた。両事件は，調停に付された。

原告Kは，同裁判所に対し，同年9月16日，面会交流調停を申し立てた。

原告Kの妻も，同庭裁判所に対し，平成29年6月20日，子の監護者の指定の調停を申し立てた。

これら3つの事件は，同年8月10日，いずれも不成立により終了し，原告Kが申し立てた子の監護者指定及び引渡し事件は審判手続に復し，面会交流調停事件及び妻が申し立てた子の監護者指定事件も審判手続に移行し，これらの事件は併合された。

平成30年3月23日，長女の監護者を妻と定め，原告Kのその余の申立てを却

下する審判がされた。

令和元年9月5日、広島高等裁判所の抗告審においてもこの判断が維持された。原告Kは、最高裁判所に特別抗告をしたが、令和元年11月18日、特別抗告は棄却された。

ウ 原告Kは、平成28年、広島家庭裁判所に離婚調停を申立てたが、平成29年8月10日に調停不成立となった。平成30年5月、原告Kの妻が同裁判所に離婚訴訟を提起し、現在も同訴訟が係属している。

原告Kと原告Kの妻は現在も婚姻状態にあり、原告Kは、長女に対して親権を有している。

エ 平成28年5月16日に長女が連れ去られて（引き離されて）から約1年半後の平成29年12月13日、試行的面会交流が実施されたが、長女が泣き出してしまったため、約10分が経過した時点で中断された。これ以降、面会交流は一度も実施されていない。

原告Kが申し立てた面会交流の審判では、父と長女が面会交流する時期、方法などについての申立ては却下され、手紙等のやり取りによる間接的な交流さえも認められなかった。

原告Kは、すでに約3年9か月もの長きにわたり、父子関係を完全に遮断されている。原告Kは、長女に会いたいのに会うこともできず、触れ合うこともできず、手紙のやり取りすらできず、苦しい日々を過ごしている。原告Kは、父として長女の成長を確認し、長女の躰をすることもできない。長女と一緒に遊び、一緒に本を読み、一緒に食事をし、一緒に笑うなどの当たり前のことが何もできない。原告Kは、長女に対し、全く親権を行使することができない。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告Kの妻によって長女が連れ去られた（引き離された）結果、原告Kは、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

(12) 原告Lの権利侵害

ア 原告Lの妻は、婚姻当初から、実家に依存する傾向があり、夫婦間の問題について実家によく相談をしていた。

原告Lは、平成31年3月1日、妻から明日妻側の両親がくるので話し合いをしたいと言われたが、夫婦の問題は夫婦で解決したいので両親との話し合いはしないと断った。原告Lが仕事に戻り、翌日2日に帰宅するまでの間に、原告Lの妻の両親が迎えに来て、原告Lに知らせず、また原告Lの承諾を得ることなく、長男（当時2歳9か月）を連れ出した。

イ そして原告Lの妻は両親とともに、長男を、原告Lに知らせず、また原告Lの承諾を得ることなく妻の実家に連れて行き、自宅に戻さず、原告Lから連れ去った（引き離した）。

ウ 原告Lの妻は、平成31年3月18日に〇〇家庭裁判所に離婚調停を申し立てたが、同年5月13日に取り下げた。他方、原告Lは同日夫婦関係円満調停を申し立てたが、妻から離婚調停の申立てがあったことから同年4月15日に取り下げた。

原告Lの妻は、令和元年11月29日に同家庭裁判所に対し、再度、離婚調停を申し立てた。離婚調停の第1回期日は、令和2年2月4日である。

原告Lと妻は婚姻状態にあり、原告Lは、長男に対して親権を有している。

エ 原告Lは、令和元年6月21日に〇〇家庭裁判所に対し子の監護者指定の審判、子の引き渡しの審判及び同保全処分を申し立てたところ、7月25日の第1回期日において、裁判官が他の裁判所の運用を説明し、まずは面会交流をしてからどうかと提案した。原告Lは検討し、8月19日、上記申立てをすべて取り下げ、同日、〇〇家庭裁判所〇〇支部に面会交流調停を申し立てた。

原告Lの妻は、答弁書において離婚まで子どもとの面会交流はさせないと主張し、面会交流を拒絶した。

面会交流調停第2回期日の令和2年1月23日に試行的面会交流が実施された。原告Lは、長男を連れ去られて（引き離されて）から試行的面会交流までの約11か月近くもの間、長男に一度も会うことができなかった。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより，原告Lの妻によって長男が連れ去られた（引き離された）結果，原告Lは，基本的人権としての①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権が侵害された。

(13) 原告Mの権利侵害

ア 平成30年5月，原告Mは，妻から性格の不一致を理由に離婚したいと告げられた。原告Mは，2人の子や夫婦のために離婚するべきではないと説得し，お互いに夫婦関係を修復していくことで合意した。

同年9月，原告Mの妻が原告M名義の銀行口座から無断で40万円を引き出し，妻の婚姻前からの借金の返済に使っていたことが判明した。原告Mが過去2年間の出金記録を見ると，妻による用途不明の250万円の出金があることも判明した。

原告Mの妻は，同年10月27日，原告Mが出勤で自宅を留守にしている間に，原告Mに知らせず，また原告Mの承諾を得ることなく，2人の子（当時，養子は7歳10か月，長女は3歳。）を連れ出し，家財道具を持ち出した。

そして，原告Mの妻は，原告Mに知らせず，また原告Mの承諾を得ることなく，2人の子をいずこかへ連れて行き，所在を明かさず，この日以降，原告Mから連れ去った（引き離した）。

イ 原告Mは，二人の子を連れ去られた（引き離された）直後の平成30年10月30日に大分家庭裁判所に対し，長女との面会交流を求める調停及び離婚調停を申し立て，同年11月7日に長女の引渡しを求める審判，長女の監護者を原告Mと指定する審判及び同保全処分を申し立てた。保全処分は命の危険がないため直ぐに取り下げた。

子の監護者指定の審判，同審保全処分及び子の引渡しの審判は，すぐに付調停となり，調停に代わる審判では，原告Mの妻を長女の監護者と定め，原告Mのその余の申立てが却下された。原告Mは，異議を申し立てた。令和2年1月20日の審判においても，原告Mの妻が長女の監護者と指定された。

ウ 平成31年4月，原告Mは，妻に不貞の疑いがあったことから探偵会社に調査を

依頼した。調査の結果、妻は二人の子を連れ去った（引き離した）日から、原告Mの会社の部下である男性とその男性宅で二人の子を連れて同居していることが判明した。

相手の男性は、平成30年12月から原告Mの妻と不貞関係になったことを認めた。

原告Mは、平成31年4月、大分家庭裁判所に対し離婚調停を申し立てた。他方、妻も離婚調停を申し立てた。その後、双方とも離婚調停を取り下げた。原告Mと妻は婚姻状態にあり、原告Mは、長女に対して親権を有している。

エ 原告Mは、母親監視のもと決められた場所で月1回2時間しか面会交流が実施されず、親権を行使することができない。原告Mは、長女をいろいろな所に連れて行き、いろいろな体験をさせることができない。原告Mは長女が通う保育園に行ったが、妻の許可がないという理由で、長女と会うことを保育園から拒否された。原告Mの長女は、まだ幼く、日々小さな成長があるのに、原告Mは、長女の成長を見守ることができず、苦しい思いをしている。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告Mの妻によって2人の子が連れ去られた（引き離された）結果、原告Mは、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

(14) 原告Nの権利侵害

ア 平成27年頃から、原告Nの夫は、深夜2時過ぎや明け方の帰宅、出張が多くなり、喫煙の習慣がなかったのに喫煙を始めるなど、様子が一変した。原告Nは、夫の母親に相談するなどして、夫の変化を心配し、家庭が崩壊しないよう努力した。

しかし、原告Nの夫は、平成29年10月、原告Nとの結婚15周年の記念日に2人で食事をしている最中に、離婚したいと告げた。その理由は、性格の不一致であった。

原告Nと夫は、離婚条件について協議を重ね、親権者を原告Nとすること等で合意した。平成30年2月、原告Nの夫は、それまで家族4人で生活していた自宅か

ら一人で家を出て、別居を始めた。

原告Nの夫が、同年4月、突如自宅に戻ってきたため、再び4人での生活が始まった。原告Nの夫は、自宅に戻って以来、離婚後の親権者を原告Nとすることは認めないと言い出し、原告Nより早く帰宅し、2人の子を連れて子ども部屋に閉じこもるなどして、原告Nと2人の子どものだけの時間を作らせなかった。原告Nの夫が2人の子に原告Nの用意した食事を絶対に食べないように言い含めたため、原告Nは食事も2人の子と一緒に食べられない事態となった。

原告Nは、夫が合意に至った離婚条件を一方的に破るなど約束を守らないため、弁護士に依頼し、同年7月、東京家庭裁判所に対し離婚調停を申し立てた。しかし、親権者について合意に至らず、離婚調停は2回で不成立となった。

原告Nは、同年10月、子の監護計画を定めるため、子の監護に関する処分調停を東京家庭裁判所に対し申し立てた。調停において合意に至ったのは、2人の子の健康状態をお互いに知らせることのみであった。

原告Nの夫は、同年10月頃、離婚訴訟を東京家庭裁判所に提起した。

イ 原告Nの夫は、自宅に戻ってから約1年が経過した平成31年4月16日、原告Nが仕事で自宅を不在にしている間に、事前に原告Nに知らせず、また原告Nの承諾を得ることなく、2人の子（当時、長女は14歳6か月、長男は9歳11か月。）を連れ出し、家財道具や車を持ち出して引っ越しをし、原告Nから2人の子を連れ去った（引き離れた）。原告Nは、同日の勤務終了時刻の1時間前に、夫の代理人弁護士からのファクシミリによって、夫が2人の子を連れて引っ越しをしたことを知らされた。原告Nの夫は、引っ越し先を原告Nに教えなかった。原告Nの代理人弁護士は、夫の行為は連れ去りであると強く抗議した。

ウ 原告Nは、令和元年8月に東京家庭裁判所に対し面会交流調停を申立てた。現在も同調停が係属中である。原告Nの夫が提起した離婚訴訟も未だ継続中である。

原告Nと原告Nの夫は婚姻状態にあり、原告Nは、2人の子に対して親権を有している。

エ 原告Nの夫は、2人の子を連れ去って（引き離して）以来、2人の子と原告Nとの面会を一切認めない。原告Nの夫は、原告Nが2人の子の学校の成績表の開示を求めても拒絶し、原告Nが長男の運動会を見に行くことさえ許さない。原告Nが自宅付近や、通勤の電車で偶然に2人の子と出会ったときや、学芸会を見に行ったとき、夫は代理人弁護士を通じて抗議し、原告Nに対する攻撃を継続している。

原告Nの夫が平成30年4月に突如自宅に戻って以来、原告Nを悪く言うなどして片親阻害を続けてきたため、原告Nは2人の子と電話、手紙、スマートフォンを使ってのメッセージのやりとり等一切の連絡を取ることもできない。原告Nは、2人の子の誕生日やクリスマスにプレゼントを贈ることもできない。

原告Nは、2人の子に対し、全く親権を行使することができない。

オ 未成年者子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定がないことにより、原告Nの夫によって2人の子が連れ去られた（引き離された）結果、原告Nは、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害された。

3 総論

原告らは、配偶者に子を連れ去られた（引き離された）結果、①リプロダクティブ権、②親権、③監護権の基本的人権を、それぞれ侵害された。以下で詳論する。

4 リプロダクティブ権について

(1) 親の未成年者子（以下「子」という。）に対するリプロダクティブ権は、憲法13条（幸福追求権、人格権）及び憲法24条1項により保障されている基本的人権である。

(2) 仙台地裁令和元年5月28日判決は、以下の判示を行った。

「人が幸福を追求しようとする権利の重みは、たとえその者が心身にいかなる障がいを負う場合であっても何ら変わるものではない。子を産み育てるかどうかを意思決定する権利（リプロダクティブ権）は、これを希望する者にとって幸福の源泉となり得ることなどに鑑みると、人格的生存の根源に関わるものであり、上記の幸福追求権を保障する憲法13条の法意に照らし、人格権の一内容を構成する権利

として尊重されるべきである。」

「そして、憲法13条は、国民一人ひとりが幸福を追求し、その生きがいがあることが最大限尊重されることによって、それぞれが人格的に生存できることを保障しているところ、前記のとおり、リプロダクティブ権は、子を産み育てることを希望する者にとって幸福の源泉となり得ることなどに鑑みると、人格的生存の根源に関わるものであり、憲法上保障される個人の基本的権利である。それにもかかわらず、旧優生保護法に基づく不妊手術は、不良な子孫の出生を防止するなどという不合理な理由により、子を望む者にとっての幸福を一方的に奪うものである。本件優生手術を受けた者は、もはやその幸福を追求する可能性を奪われて生きがいを失い、一生涯にわたり救いなく心身ともに苦痛を被り続けるのであるから、その権利侵害の程度は、極めて甚大である。そうすると、リプロダクティブ権を侵害された者については、憲法13条の法意に照らし、その侵害に基づく損害賠償請求権を行使する機会を確保する必要性が極めて高いものと認められる。」

このように、仙台地裁令和元年5月28日判決が、「子を産み育てるかどうかを意思決定する権利（リプロダクティブ権）は、これを希望する者にとって幸福の源泉となり得ることなどに鑑みると、人格的生存の根源に関わるものであり、上記の幸福追求権を保障する憲法13条の法意に照らし、人格権の一内容を構成する権利として尊重されるべきである。」と判示しているのとおり、親のリプロダクティブ権が基本的人権であることは明白である。

(3) また、婚姻の自由を憲法24条1項から導き出した最高裁大法廷平成27年12月16日判決（平成25年（オ）第1079号、女性の再婚禁止期間違憲訴訟）の立場からすると、憲法24条が人権条項であることは明白である。

そして、憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定しており、親の子に対するリプロダクティブ権も、親が子の成長と養育に関わることで感じる幸福が両親について平等なものである以上、憲法24条

1項においても、基本的人権として保障されていることは明白である。

(4) そして原告らは、配偶者に子を連れ去られた（引き離された）ことで、基本的人権であるリプロダクティブ権を侵害されたことは明白である。

5 親権及び監護権について

(1) 親の子に対する親権及び監護権は、憲法13条（幸福追求権、人格権）及び憲法24条1項により保障されている基本的人権である。

(2) 外国法において親の子に対する親権及び監護権が基本的人権として保障されていることについて

ア 例えばドイツ憲法6条（婚姻、家族、母および子の保護）(2)は、「子どもの育成および教育は、両親の自然的権利であり、かつ、何よりもまず両親に課せられている義務である。」と規定している（甲1号証178頁）。

同規定において、「子どもの育成および教育は、両親の自然的権利であり」と規定している趣旨は、子どもの育成及び教育がいわゆる自然権（自然的権利）であること、それは国家により与えられた権利ではなく、憲法により与えられた権利でもなく、人が人として生まれたことで当然に有している権利であることを確認したことを意味している。

とすると、「子どもの育成および教育」が自然権（自然的権利）である以上、ドイツ憲法だけでなく、日本国憲法においても、親の子に対する親権及び監護権が基本的人権として保障されることは明白である。

イ また、イタリア共和国憲法30条（子どもに対する両親の権利および義務、嫡出でない子の保護）1項は、「子どもを養育し、訓育し、教育することは、その子どもが婚姻外で生まれたものであっても、両親の義務であり、権利である。」と規定している（甲2号証141－142頁）。

このイタリア共和国憲法30条1項も、ドイツ憲法6条(2)と同様に、「子どもを育て、教育し、しつけること」を自然権（自然的権利）として保障するものである。そうであれば、それが自然権（自然的権利）である以上、イタリア共和国憲法

だけでなく、日本国憲法においても、親の子に対する親権及び監護権が基本的人権として保障されることは明白である。

ウ 加えると、ポルトガル憲法の36条(家族、婚姻及び親子関係)5項は、「親は、子の教育及び扶養の権利及び義務を有する。」と規定している(甲3号証37頁)。

このポルトガル憲法36条5項も、ドイツ憲法6条(2)などと同様に、「親が、子の教育及び扶養を行うこと」を自然権(自然的権利)として保障するものである。そうであれば、それが自然権(自然的権利)である以上、ポルトガル憲法だけでなく、日本国憲法においても、親の子に対する親権及び監護権が基本的人権として保障されることは明白である。

エ さらに、ロシア連邦憲法の38条(家族の保護)2項は、「子どもに対する配慮およびその養育は、親の平等な権利および義務である。」と規定している(甲4号証340頁)。

このロシア連邦憲法の38条2項も、ドイツ憲法6条(2)などと同様に、「子どもに対する配慮およびその養育」を自然権(自然的権利)として保障するものである。そうであれば、それが自然権(自然的権利)である以上、ロシア連邦憲法だけでなく、日本国憲法においても、親の子に対する親権及び監護権が基本的人権として保障されることは明白である。

オ 付言すると、アメリカにおいては、「親の自己の子どもの教育を管理する権力」「人が婚姻し、家庭を設け、子どもを養育すること」は国家に対し主張する権利として判例法により形成され、憲法上保障される基本的人権として確立している(甲5号証569-570頁)。

従来アメリカ国家は、国家の目指す国民を作るために家族を支配したがっていた。1920年前後、学校で英語以外の言語を学習することを禁止する法律や、公立学校以外の私立学校への通学を禁止する義務教育法を州は制定した。そしてこれらの立法が違憲であるとして争われた連邦最高裁判例 *Meyer v. Nebraska*, 262 U.S. 390 (1923)において裁判所は、人が婚姻し、家庭をもうけ、子どもを養育すること

は連邦憲法第14修正の自由にあたり、親には自己の子どもの教育を管理する権力があることを認めたのである（甲5号証569頁）。

参照：アメリカ合衆国連邦憲法第14修正第1節「合衆国において出生しまたは帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定しまたは執行してはならない。いかなる州も法の適正な過程（due process of law）によらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。また、その管轄内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない。」（甲6号証88頁）

このように、アメリカの判例法においても、親の子に対する権利（親の自己の子どもの教育を管理する権力、人が婚姻し、家庭を設け、子どもを養育すること）は、ドイツ憲法6条(2)などと同様の自然権（自然的権利）であるとされていることが分かる。それは国家により与えられた権利ではなく、憲法により与えられた権利でもなく、人が人として生まれたことで当然に有している権利であることを確認したものであることを意味している。

とすると、それが自然権（自然的権利）である以上、日本国憲法においても、親の子に対する親権及び監護権が基本的人権として保障されることは明白である。

カ 最高裁判所大法廷平成27年（2015年）12月16日判決（女性の再婚禁止期間違憲訴訟）は、女性の再婚禁止期間の旧規定の内、100日を超える部分を違憲とした理由に外国法を引用した上で、次のように判示している。それは、外国法の存在が、日本国憲法の解釈に意味を与える立法事実であることを示している。

「また、かつては再婚禁止期間を定めていた諸外国が徐々にこれを廃止する立法をする傾向にあり、ドイツにおいては1998年（平成10年）施行の「親子法改革法」により、フランスにおいては2005年（平成17年）施行の「離婚に関する2004年5月26日の法律」により、いずれも再婚禁止期間の制度を廃止する

に至っており、世界的には再婚禁止期間を設けない国が多くなっていることも公知の事実である。それぞれの国において婚姻の解消や父子関係の確定等に係る制度が異なるものである以上、その一部である再婚禁止期間に係る諸外国の立法の動向は、我が国における再婚禁止期間の制度の評価に直ちに影響を及ぼすものとはいえないが、再婚をすることについての制約をできる限り少なくするという要請が高まっていることを示す事情の一つとなり得るものである。」

(3) 上で述べた諸外国と同様に、日本国憲法においても親の子に対する親権及び監護権が基本的人権として保障されていることは、以下で述べることから明らかである。

ア 親子の自然的関係を論じた最高裁大法廷昭和51年5月21日判決（旭川学テ判決）が「子どもの教育は、子どもが将来一人前の大人となり、共同社会の一員としてその中で生活し、自己の人格を完成、実現していく基礎となる能力を身につけるために必要不可欠な営みであり、それはまた、共同社会の存続と発展のためにも欠くことのできないものである。この子どもの教育は、その最も始源的かつ基本的な形態としては、親が子との自然的関係に基づいて子に対して行う養育、監護の作用の一環としてあらわれるのである」と判示したことからも、親の未成年者子に対する親権及び監護権は、憲法が保障する基本的人権であることは明らかである。その判示内容は、子の成長と養育に関わる親の子に対する親権及び監護権が、憲法13条の幸福追求権の一内容として保障されており、またそれは憲法13条により保障されている人格権の一内容を構成すると解釈する立場であることは明白である。

この点につき、大森貴弘「翻訳：ドイツ連邦憲法裁判所の離婚後単独親権違憲判決」常葉大学教育学部紀要<報告>425頁（甲7）においても、「諸外国に目を転じると、ドイツでは子を育成する親の権利は自然権とされ、憲法でも明文化されており、アメリカでは平等原則と適正手続により親の権利が人権として認められている。日本国憲法には親の権利についての明文の規定はないが、親子の自然的関係を論じた最高裁判決（旭川学テ判決）が存在していることや人権の普遍性等を根拠と

して、憲法上認められうると解される。」と指摘されている。その指摘からしても、親の未成年者子に対する親権及び監護権は、憲法が保障する基本的人権であることは明らかである。その記載内容は、子の成長と養育に関わる親の子に対する親権及び監護権が、憲法13条の幸福追求権の一内容として保障されており、またそれは憲法13条により保障されている人格権の一内容を構成すると解釈する立場であることは明白である。

イ また、東京高等裁判所昭和30年9月6日決定は、「〈要旨〉元来親権は、血縁関係（養親子にあつては血縁関係が擬制されている）に基く親の子を養育するという人類の本能的な生活関係を社会規範として承認し、これを法律関係として保護することを本質とするものである。」と判示している。その判示内容は、子の成長と養育に関わる親の子に対する親権及び監護権が、憲法13条の幸福追求権の一内容として保障されており、またそれは憲法13条により保障されている人格権の一内容を構成すると解釈する立場であることは明白である。

ウ さらに、上でも引用した仙台地裁令和元年5月28日判決において、以下の判示がされている。

「人が幸福を追求しようとする権利の重みは、たとえその者が心身にいかなる障がいを負う場合であっても何ら変わるものではない。子を産み育てるかどうかを意思決定する権利（リプロダクティブ権）は、これを希望する者にとって幸福の源泉となり得ることなどに鑑みると、人格的生存の根源に関わるものであり、上記の幸福追求権を保障する憲法13条の法意に照らし、人格権の一内容を構成する権利として尊重されるべきである。」

「そして、憲法13条は、国民一人ひとりが幸福を追求し、その生きがい最大限尊重されることによって、それぞれが人格的に生存できることを保障しているところ、前記のとおり、リプロダクティブ権は、子を産み育てることを希望する者にとって幸福の源泉となり得ることなどに鑑みると、人格的生存の根源に関わるものであり、憲法上保障される個人の基本的権利である。それにもかかわらず、旧優生

保護法に基づく不妊手術は、不良な子孫の出生を防止するなどという不合理な理由により、子を望む者にとっての幸福を一方向的に奪うものである。本件優生手術を受けた者は、もはやその幸福を追求する可能性を奪われて生きがいを失い、一生涯にわたり救いなく心身ともに苦痛を被り続けるのであるから、その権利侵害の程度は、極めて甚大である。そうすると、リプロダクティブ権を侵害された者については、憲法13条の法意に照らし、その侵害に基づく損害賠償請求権を行使する機会を確保する必要性が極めて高いものと認められる。」

このように、仙台地裁令和元年5月28日判決は、「子を産み育てるかどうかを意思決定する権利（リプロダクティブ権）は、これを希望する者にとって幸福の源泉となり得ることなどに鑑みると、人格的生存の根源に関わるものであり、上記の幸福追求権を保障する憲法13条の法意に照らし、人格権の一内容を構成する権利として尊重されるべきである。」と判示しているのであるから、子を産み育てること、さらには子の成長と養育に関わることである親の子に対する親権及び監護権も、やはり幸福追求権を保障する憲法13条により保障されており、またそれは憲法13条により保障されている人格権の一内容を構成すると解釈されるべきことは、明白なのである。

エ なお、文部科学省のHPでは、教育基本法第4条（第4条（義務教育）第1条 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。第2条 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。）の「義務を負う」の解説において、「親には、憲法以前の自然権として親の教育権（教育の自由）が存在すると考えられているが、この義務教育は、国家的必要性とともに、このような親の教育権を補完し、また制限するものとして存在している。」と解説されている（甲8）。そこで「親には、憲法以前の自然権としての親の教育権（教育の自由）が存在すると考えられている」と指摘されていることは、日本国憲法においても、親の子に対する親権は憲法が保障する基本的人権であることを、国自身が認めていることを意味している。そしてその記載内容に

より、子の成長と養育に関わる親の子に対する親権及び監護権が、憲法13条の幸福追求権の一内容として保障されており、またそれは憲法13条により保障されている人格権の一内容を構成すると解釈する立場であることは明白である。

オ 付言すると、『新版注釈民法(25)』（有斐閣，改訂版，2004年）（甲9）には、以下の記載が明記されている。その内容からすると、親の子に対する親権及び監護権が自然権（自然的権利）であり、日本国憲法においても基本的人権として保障されていることは明白である。

①69頁の「820条 III 監護教育の程度方法(1)」の箇所

「ただ、親権者の監護教育権は、子供の監護教育を受ける基本的人権に対応しつつ、親が子に対して有する前国家的・始原的な自然権であると見られるけれども（→V）」

②76頁の「820条 V 監護教育権の性質(1)(ア)」の箇所

「ドイツ連邦共和国基本法6条2項は「子供の育成および教育は、両親の自然の権利であり、かつ、何よりもまず両親に課せられている義務である。その実行に対しては、国家共同社会がこれを監視する」と規定しているが、親が親権者としてその子に対し有する監護教育権は、民法などによって創設されるものとしてよりも前国家的・始原的な自然権に由来するものと見てよく（教育権につき、田中耕太郎・教育基本法の理論[昭36]154）、民法は私法上の立場においてこの権利を宣言しているものと見てよいであろう。」

カ 婚姻の自由を憲法24条1項から導き出した最高裁大法廷平成27年12月16日判決（平成25年（オ）第1079号，女性の再婚禁止期間違憲訴訟）の立場からすると、憲法24条が人権条項であることは明白である。また、憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定しており、親の子に対する愛情や、親が子の成長と養育に関わることで感じる幸福が両親について平等なものである以上、親の子に対する親権及び監護権は、憲法24条1項に

においても、基本的人権として保障されていることは明白である。

(4) そして原告らは、配偶者に子を連れ去られたことで、基本的人権である親権及び監護権を侵害されたことは明白である。

6 また、原告らはこの訴状において、一方親が、他方親の同意を得ずに子を連れ去ること（引き離すこと）は、他方親の基本的人権であるリプロダクティブ権、親権及び監護権を侵害する行為であると同時に、連れ去られる子の人権（両親から共同親権、共同監護を受ける権利。さらには、子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利。それらも親の親権及び監護権と同様に、憲法13条の幸福追求権及び人格権の一内容として保障されていると解釈されるべきである。）をも侵害する行為であることを主張するものである（「第三者の所有物を没収する場合において、その没収に関して当該所有者に対し、何ら告知、弁解、防御の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、憲法の容認しないところである。かかる没収の言渡しを受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合であっても、被告人に対する付加刑である以上、没収の裁判の違憲を理由として上告をなし得ることは当然である。」と判示した最高裁大法廷昭和37年11月28日判決参照。）。

子が両親から共同親権、共同監護を受ける権利、さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を有していることは、後に引用する日本が平成6年（1994年）に批准した児童の権利に関する条約においても、規定されていることである。

7 日本の国内法には、一方親による他方親の同意を得ない子の連れ去り（引き離し）（以下では単に「子の連れ去り（引き離し）」と記載する場合もある。）を防ぐ法律規定が不存在であることについて（法の欠缺1、2及び3について）

(1) このように、子の連れ去り（引き離し）が、連れ去られる（引き離される）側の親の基本的人権（①リプロダクティブ権、②親権、③監護権。）を侵害する違法な行為であることは明白である。

それにも拘わらず、国会（国会議員）はその違法な行為を防ぐ立法措置を執って

いないのである。

そして、国会（国会議員）がその立法措置を執ることを怠っていることが、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合など」（最高裁平成17年9月14日大法廷判決）に該当することは明白である。

また、国会（国会議員）がその立法措置を執ることを怠っていることが、「法律の規定が憲法上保障され又は保障されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合など」（最高裁平成27年12月16日大法廷判決（平成25年（オ）第1079号損害賠償請求事件（女性の再婚禁止期間違憲訴訟））に該当し、国家賠償法上違法な立法不作為であることは明白である。

以下において詳論する。

(2) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ刑事法の規定の不存在について（法の欠缺1について）

ア 日本法について

(ア) 刑法224条は、「未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。」と規定している。

(イ) 刑法224条についての日本政府の立場

ところが、刑法224条は、一方親が、他方親の同意を得ずに子を連れ去ること（引き離すこと）については適用されない、とするのが、日本政府の立場である。

日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ刑事法の規定は存在しないことは、以下の日本の政府機関のHPにおいて明記されている。

(ア) 仏日本大使館のHP「フランスと日本の親権制度の相違点」（甲10）

「3 いわゆる子供の連れ去りの問題 ・ ・ 日本にも「未成年者略取・誘拐罪」という犯罪が規定されていますが（刑法第224条），連れ去られた未成年者の行動の自由と安全が侵害されたかどうかが重視され，夫婦間の協議が調わないまま，一方の親が他方に無断で子供を連れ去る行為は，通常は犯罪とされません。このような両国の法制度の相違には，十分注意する必要があります。」

②外務省HPの「ハーグ条約」を解説した「子どもを連れて渡航することを考えている方へ」の頁（甲11）

「1 子の連れ去りにより起こりうること・・・

(2) 刑事訴追を受ける可能性があります

(ア) 子の連れ去りの違法性

日本においては，親による子の連れ去りは略取又は誘拐の罪にあたるような場合を除き犯罪を構成しませんが，国によっては，父母の双方が親権を有する場合に，一方の親が，子をもう一方の親の同意を得ずに国外に連れ出すことを刑罰の対象としていることがあります（国によっては州外に連れ出す場合でも刑事罰の対象となる可能性があります。）。実際に，居住していた国への再入国に際し，子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕されたり，ICPO（国際刑事警察機構）を通じて国際手配されたりする事案も生じています。

子を連れて国外へ移動することを考えている方は，御自分の滞在国の法制度を御確認の上，行動してください。」

イ 外国法について

これに対し，諸外国の国内法では，一方配偶者の同意なく，他方配偶者が子を連れ去ること（引き離すこと）そのものを罰する刑事法の規定が設けられている。ちなみに以下で引用する国は，日本が昭和54年（1979）年に批准した国際人権条約である市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約（B規約））（以下「自由権規約（B規約）」という。）や，日本が平成6年（1994年）に批准した児童の権利に関する条約や，日本が平成25年（2013年）に批准した，国

際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」という。）の批准国や署名国（アメリカは児童の権利に関する条約を署名しているが未批准である。）である。以下で引用する。

① ドイツ

日本刑法の母国であるドイツ刑法では、刑法235条において「未成年者の引離し」を処罰している（ドイツ刑法235条の保護法益は両親などの配慮権と、面会交流権である。）。そして、親の一方が他方の親から子を引離す場合にも、他方の親に配慮権や面会交流権を侵害すれば、ドイツ刑法235条が適用され、犯罪が成立する（深町晋也「ドイツ刑法における未成年者の引離しを巡る議論状況（下）—両親による子の奪い合い事例を中心に」法律時報89巻12号（2017年11月号）（2017年）111頁（甲12））。

② フランス

フランス刑法には尊属による未成年者奪取の罪（227条—7条）と尊属以外による未成年者奪取の罪（227条—8条）とがある。また、奪取の罪と同じく「親権行使に対する侵害」として位置づけられる犯罪として、未成年者の引き渡しを要求する権利を有する者に対して、不当に引き渡しを拒否する罪（227条—5条）がある。

そして、尊属による未成年者奪取の罪（227条—7条）について、親権者であっても子の奪取罪で処罰されている（佐藤結美「フランス刑法における未成年者の奪い合いを巡る議論状況」法律時報90巻10号（2018年9月号）（2018年）105—106頁（甲13））。

上でも一部を引用したが、在仏日本大使館HPも以下のようにフランス刑法の解説を行っている（甲10）。

「3 いわゆる子供の連去りの問題 フランスでは結婚中又は同居中、一方の親が他方の親に無断で子供を連れ去る行為は、やはり親権行使の侵害に当たるとして犯罪とされており、1年以下の拘禁刑又は1万5,000ユーロ以下の罰金に処せ

られる可能性があります（刑法典第227-7条）。夫婦間の折り合いが悪くなった場合に、父又は母が、他の親の承諾を得ることなく子供を連れ去って、別のところで子供と生活を始めた場合、子供の連れ去りが暴力等を伴うことなく平穏に行われたとしても、他の親の親権行使を侵害する犯罪であるとみなされます。

日本にも「未成年者略取・誘拐罪」という犯罪が規定されていますが（刑法第224条）、連れ去られた未成年者の行動の自由と安全が侵害されたかどうかは重視され、夫婦間の協議が調わないまま、一方の親が他方に無断で子供を連れ去る行為は、通常は犯罪とされません。このような両国の法制度の相違には、十分注意する必要があります。」

③ イギリス

イギリスでは、コモン・ロー上の拐取罪(Kidnapping)について、1984年の判例(Rv.D[1984]1 A. C. 778)により、イギリス国内における親による児童の連れ去りについて拐取罪の成立が認められている（樋口亮介「イギリスにおける家族による児童の連れ去りに対する処罰のあり方(上)」法律時報90巻4号(2018年4月号)(2018年)104頁(甲14)）。

④ アメリカとカナダ

アメリカとカナダについては、在カナダ日本大使館HPにおいて、以下の解説がされている（甲15）。

「子どもの親権をめぐる問題について

1. 実子誘拐罪の適用

カナダや米国の国内法では、父母のいずれもが親権または監護権を有する場合に、または、離婚後も子どもの親権を共同で保有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子どもを連れ去る行為は、重大な犯罪(実子誘拐罪)とされています(注)。

例えば、カナダに住んでいる日本人の親が、他方の親の同意を得ないで子供を日本に一方的に連れて帰ると、たとえ実の親であってもカナダの刑法に違反することとなり、これらの国に再渡航した際に犯罪被疑者として逮捕される場合があります

し、実際に、逮捕されるケースが発生しています。

国際結婚した後に生まれた子どもを日本に連れて帰る際には、こうした事情にも注意する必要があります。

(注) ○カナダ：14歳未満の子の連れ去りの場合、10年以下の禁錮刑等を規定。(刑法第282, 第283条)

○米国：16歳未満の子の連れ去りの場合、罰金若しくは3年以下の禁錮刑又はその併科を規定。(連邦法 Title 18, Chapter 55, Section 1204) 州法により別途規定がある場合もある。」

⑤ その他の国について

加地良太「深刻化する国際的な子の連れ去り問題とハーグ条約」『立法と調査』2012年3月号(326号)52頁には、「欧米諸国では、例え実の親であっても、他方の親の同意を得ずに子の居所を移動させることは、子を誘拐する行為として重大な犯罪とされている。」とされた上で、その立法を行っている国として、アメリカ、イギリス、フランス、スイス、オーストラリア、カナダ、スペインが挙げられている(甲16)。

(3) 子の連れ去り(引き離し)を防ぐ民事上の法律規定の不存在について(法の欠缺2について)

ア 子の連れ去り(引き離し)を、日本の民事法において、他方親の権利を侵害する行為であり許されないとする法律規定を設ければ、子の連れ去り(引き離し)は発生しない。

原告らが、配偶者による子の連れ去り(引き離し)の被害を受けたのは、その行為が他方親の権利を侵害する行為であり許されないとする民事法の規定が不存在だからであることは明白である。

イ (ア) 民法766条は、以下のとおり規定する。

「1項 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護につい

て必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2項 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

3項 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。

4項 前三項の規定によつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。」

(イ) 民法766条は、父母が離婚前でも類推適用されると解釈されている。

(ロ) 民法766条は、「子の監護について定める」際には「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と規定している。とすると、一方親による子の連れ去り（引き離し）が、親の子に対する基本的人権を侵害する行為であるだけでなく、子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を侵害するという意味において、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とした法の趣旨に反することは明白である。

それにもかかわらず、日本の民事法では、一方親による子の連れ去り（引き離し）を行った者が、民法766条の適用上不利な扱いを受ける制裁規定は設けられていないのである。一方親による子の連れ去り（引き離し）を防ぐためには、それを民事上許されないとした上で、それを行った者への制裁を与える規定を設けることが必要であることが明白であるのに、そのような趣旨の規定は設けられていないのである。

ウ 同様に、民法819条は離婚後に両親のいずれかが子の親権者となる内容の親権制度を定めている。

しかしながら、一方親による子の連れ去り（引き離し）が、子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を侵害するという意味において、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とした法（民法766条）の趣旨に反するこ

とは明白であるにもかかわらず、日本の民事法では、一方親による子の連れ去り（引き離し）を行った者が、離婚後の子の親権者の決定に際して不利な扱いを受ける制裁規定は設けられていないのである。一方親による子の連れ去り（引き離し）を防ぐためには、それを民事上許されないとした上で、それを行った者への制裁を与える規定を設けることが必要であることが明白であるのに、そのような趣旨の規定は設けられていないのである。

エ フランスの法律制度について

この点に関し、フランスの法律制度では、両親の一方が他方の親に転居を知らせることなく、子を連れ去れば、その後の親権行使の態様の裁判官による裁定の際に不利になることがある。なぜなら、他方の親と子の関係を尊重できない親は、親としての適性（民法典373-2-11条3号）に欠けると判断されるからである。それは、子を勝手に連れ去った親に対する、刑事罰とは別の民事上の制裁であるとされている（一般財団法人比較法研究センター「平成26年度法務省委託 各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書」栗林佳代「フランスの親権制度—両親の離別後の親権行使を中心として」（2014年）38頁，43頁（甲17））。

このフランスの法律制度においては、親による連れ去り（引き離し）が発生することが予防される効果があることは明白である。

オ 日本の法律制度への指摘について

令和元年11月14日の参議院法務委員会において、嘉田由紀子議員が、親権を付与する基準が法的にないことの問題を指摘された。そして嘉田由紀子議員は、基準なしに裁判所が原則ではない継続性の原則を適用するため、強制的に連れ去りをして実態を作っていると指摘された。議事録における以下の内容である（甲18）。

「○嘉田由紀子君 ・ ・ 既に法律に、民法の八百十九条には、離婚後は単独親権という規定があるわけです。その規定を変える必要があるだろうことを私どもは申し上げておるわけです。

しかも、単独親権でありながら、親権を付与する基準が法的にございませぬ。例

例えば、アメリカのニューヨーク州などでは子供を養育する親の能力やあるいは親の心身の健康状態、そこに親のお互いに協力し合う能力、フレンドリーペアレントルールというようなものがございませう。これはフランスあるいはドイツでもございませうけれども、この辺りの基準なしに単独親権というものがある。そうすると、法の実務、裁判所の現場ではどうなるかというところ、実は継続性の原則、これは全くルールとして原則ではないんですけれども、法の実務上、継続性の原則というところで、例えば強制的に連れ去りをしたりというところから実態をつくっていくということが起きているわけがございませう。」

この嘉田由紀子議員の指摘は、民法819条が定める離婚後の親権制度において、一方親が子を連れ去った（引き離した）場合には、制裁規定は設けられていないこと、一方親による子の連れ去り（引き離し）を防ぐためには、それを許されないとした上で、行った者への制裁を与える民事法上の規定を設けることが必要であることの根拠となるものである。嘉田由紀子議員が指摘されているアメリカのニューヨーク州における「フレンドリーペアレントルール」を参考にすると、「一方親の同意なく子の連れ去り（引き離し）を行った親は、フレンドリーペアレントルールを守る意思がないのであるから、親権者としては不適格である。」という基準を日本の民法に設けるべきであることを示唆する内容である。

(4) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ手続規定の不存在について（法の欠缺3について）

ア 『論点体系 判例民法9 親族』（第一法規，第2版，平成25年）384頁（甲19）においては、民法818条3項が規定する夫婦の共同親権の解説として「親権行使について父母の意見が一致しない場合の取り得る手続きについては、現行法は何も規定しておらず、立法の不備であると指摘されている。」と記載されている。

イ また、大村敦志『家族法』（有斐閣，第3版，2010年）102頁（甲20）においても、民法818条3項が規定する夫婦の共同親権の解説として、「（イ）親権行使の方法 それでは、このような親権を現実に行使するのは誰か。嫡出子の場合には、父母の婚姻中は、父母が共同して親権を行使するのが原則である（民法

818条3項)。ただし、共同行使ができない場合には単独行使が許される（同項但書）。民法は、父母の意見が一致しない場合の取扱いについては沈黙している。諸外国の法では、このような場合に対応するための規定を置いている例が多い（フランスやドイツでは最終的には裁判所の決定にゆだねている）。日本でも、立法論としては規定を置くことが必要だといわれている。」と記載されている。

ウ つまり、現行の民法818条3項は、「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。」と規定する一方で、その共同して行うこととされている親権行使について、父母の意見が一致しない場合の手續規定を、何も設けていないのである（「法の欠缺3」）。

仮に、その手續規定が設けられていれば、子の連れ去り（引き離し）が発生しても、手續規定により問題が解決されることになる。その結果、子の連れ去り（引き離し）を行う意味は失われるため、それを防ぐことができるのである。

8 小括

「法の欠缺1ないし3」により、配偶者によって子が連れ去られた（引き離した）結果、原告らの①リプロダクティブ権、②親権、③監護権の基本的人権が侵害された。その意味で法の欠缺1ないし3が憲法13条（幸福追求権、人格権）及び憲法24条1項に違反していることは明白である。

また、「法の欠缺1ないし3」により、配偶者によって子が連れ去られた（引き離した）結果、性質上夫婦に平等に保障されるべき①リプロダクティブ権、②親権、③監護権の基本的人権が配偶者にだけ保障され、原告らには保障されなくなった。その意味で「法の欠缺1ないし3」は、子を連れ去った（引き離した）者が「特権」を得ることを認めるものであって、法の下での平等を規定した憲法14条1項及び「離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。」と規定した憲法24条2項にも違反していることは明白である。

以下で詳論する。

9 「法の欠缺1ないし3」が憲法違反であることについて

(1) 合憲性審査基準について

「法の欠缺1ないし3」が憲法13条，憲法24条1項，憲法14条1項及び憲法24条2項に違反しないかについては，①法の欠缺の目的に合理的根拠があるか及び②目的と手段との合理的関連性があるか，という2点から審査される（最高裁判平成17年9月14日大法廷判決（在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件違憲判決），最高裁大法廷平成20年6月4日判決（国籍法違憲判決），最高裁大法廷平成25年9月4日決定（非嫡出子相続分違憲決定），最高裁大法廷平成27年12月16日判決（平成25年（オ）第1079号，女性の再婚禁止期間違憲訴訟））。

(2) 憲法13条違反について

法の欠缺1ないし3により，基本的人権である原告らの①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権が侵害された。それに対して，法の欠缺1ないし3について国会（国会議員）による立法措置が行われていれば，その侵害は生じなかったのであるから，法の欠缺1ないし3が，①目的についても，②手段についても，いずれも合理性や合理的関連性が認められず，「すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。」と規定し，幸福追求権及び人格権を保障した憲法13条に違反していることは明白である。

(3) 憲法24条1項違反について

親の子に対する①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権は，その性質上，両親に平等に保障されるべき性質のものである。それに対して，法の欠缺1ないし3により，子を連れ去った（引き離れた）配偶者のみが，基本的人権である①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権を享受することになる。それは子を連れ去った（引き離れた）配偶者が，法の欠缺1ないし3により，「特権」を認められたことを意味している。それは，「婚姻は，両性の合意のみに基づいて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない

い。」と規定した憲法24条1項が許容しない「特権」に該当するものであることは明白であり、法の欠缺1ないし3が、①目的についても、②手段についても、いずれも合理性や合理的関連性が認められず、憲法14条1項に違反していることは明白である。

(4) 憲法14条1項違反について

憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、この規定は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきである（最高裁昭和39年5月27日判決，最高裁大法廷昭和48年4月4日判決）。

そして、親の子に対する①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権は、その性質上、両親に平等に保障されるべき性質のものである。それに対して、法の欠缺1ないし3により、子を連れ去った（引き離れた）配偶者のみが、基本的人権である①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権を享受することになる。それは子を連れ去った（引き離れた）配偶者が、法の欠缺1ないし3により、「特権」を認められたことを意味している。それは、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定した憲法14条1項が許容しない「特権」に該当するものであることは明白であり、法の欠缺1ないし3が、①目的についても、②手段についても、いずれも合理性や合理的関連性が認められず、憲法14条1項に違反していることは明白である。

(5) 憲法24条2項違反について

親の子に対する①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権は、その性質上、両親に平等に保障されるべき性質のものである。それに対して、法の欠缺1ないし3により、子を連れ去った（引き離れた）配偶者のみが、基本的人権である①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権を享受することになる。それは子を連れ去った（引き離れた）配偶者が、法の欠缺1ないし3により、「特権」を認められたことを意味している。それは「婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、

個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定した憲法24条2項が許容しない「特権」であることは明白であり、法の欠缺1ないし3が、①目的についても、②手段についても、いずれも合理性や合理的関連性が認められず、憲法24条2項に違反していることは明白である。

(6) 憲法14条1項違反について

憲法14条1項の保障は、憲法上直接保障された権利とまではいえない利益についても及ぶ。

仮に、①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が、憲法上直接保障された権利とまではいえない場合でも、それらが憲法上保障されるべき親の子に対する利益であることは明白である。

そして、親の子に対する①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権は、その性質上、両親に平等に保障されるべき性質のものである。それに対して、法の欠缺1ないし3により、子を連れ去った（引き離した）配偶者のみが、人格的利益である①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権を享受することになる。それは「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定した憲法14条1項が許容しない「特権」に該当するものであることは明白であり、法の欠缺1ないし3が、①目的についても、②手段についても、いずれも合理性や合理的関連性が認められず、憲法14条1項に違反していることは明白である。

(7) 憲法24条2項違反について

ア(ア) 最高裁大法廷平成27年12月16日判決（平成26年（オ）第1023号，夫婦別姓訴訟）は、憲法24条2項について、以下のように判示している。

「婚姻及び家族に関する事項は、関連する法制度においてその具体的内容が定められていくものであることから、当該法制度の制度設計が重要な意味を持つものであるところ、憲法24条2項は、具体的な制度の構築を第一時的には国会の合理的な立法裁量に委ねられるとともに、その立法に当たっては、同条1項も前提としつつ、

個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請，指針を示すことによって，その裁量の限界を画したものと見える。

そして，憲法24条が，本質的に様々な要素を検討して行われるべき立法作用に対してあえて立法上の要請，指針を明示していることからすると，その要請，指針は，単に，憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害するものでなく，かつ，両性の形式的な平等が保たれた内容の法律が制定されればそれで足りるというものではないのであって，憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと，両性の実質的な平等が保たれるように図ること，婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり，この点でも立法裁量に限定的な指針を与えるものと見える。」

(イ) この最高裁大法廷平成27年12月16日判決（平成26年（オ）第1023号，夫婦別姓訴訟）の判示からすると，仮に，①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権が基本的人権でないとして解釈されたとしても，憲法24条2項の解釈において，「憲法24条が，・・・憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと，両性の実質的な平等が保たれるように図ること，婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり，この点でも立法裁量に限定的な指針を与えるものと見える。」と判示された点につき，法の欠缺1ないし3が憲法24条2項に違反しないかが問題となる。

仮に，①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権が，憲法上直接保障された権利とまではいえない場合でも，それらが親の子に対する人格的利益であることは明白である。

そして，親の子に対する①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権は，その性質上，両親に平等に保障されるべき性質のものである。それに対して，法の欠缺1ないし3により，子を連れ去った（引き離れた）配偶者のみが，人格的利益である

①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権を享受することになる。それは「婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては，法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して，制定されなければならない。」と規定した憲法24条2項が許容しない「特権」に該当するものであることは明白であり，法の欠缺1ないし3が，①目的についても，②手段についても，いずれも合理性や合理的関連性が認められず，憲法24条2項に違反していることは明白である。

イ(ア) さらに，大阪高裁平成30年8月30日判決（大阪高裁平成30年（ネ）第247号）において引用されている（甲22号証6頁），同判決の原審である神戸地裁平成29年11月29日判決（神戸地裁平成28年（ワ）第1653号）では，憲法24条2項について，以下のように判示している（甲21号証33頁）。

「5 本件各規定の憲法24条2項適合性について

原告らは，本件各規定が，父と子及び父と妻との間で差別的な取扱いをしていることを根拠として，憲法24条2項に違反すると主張する。

憲法24条2項は，婚姻及び家族に関する事項について，具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに，その立法に当たっては，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請，指針を示すことによって，立法裁量の限界を画している。そして，同条は，憲法上直接保障された権利とまではいえない利益であってもなお尊重すべきものについて十分に配慮した法律の制定を求めていると解すべきである。」

イ(イ) この大阪高裁平成30年8月30日判決（大阪高裁平成30年（ネ）第247号）において引用されている（甲25号証6頁），同判決の原審である神戸地裁平成29年11月29日判決（神戸地裁平成28年（ワ）第1653号）の判示（甲21号証33頁）からすると，仮に，①リプロダクティブ権，②親権及び③監護権が基本的人権でないと解釈されたとしても，憲法24条2項の解釈において，「同条は，憲法上直接保障された権利とまではいえない利益であってもなお尊重すべきものについて十分に配慮した法律の制定を求めていると解すべきである。」と判示された

点につき、法の欠缺1ないし3が憲法24条2項に違反しないかが問題となる。

仮に、①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が、憲法上直接保障された権利とまではいえない場合でも、それらが「尊重すべき利益」であることは明白である。

そして、親の子に対する①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権は、その性質上、両親に平等に保障されるべき性質のものである。それに対して、法の欠缺1ないし3により、子を連れ去った（引き離した）配偶者のみが、人格的利益である①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権を享受することになる。それは子を連れ去った（引き離した）配偶者が、法の欠缺1ないし3により、「特権」を認められたことを意味している。それは「婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定した憲法24条2項が許容しない「特権」に該当するものであることは明白であり、法の欠缺1ないし3が、①目的についても、②手段についても、いずれも合理性や合理的関連性が認められず、憲法24条2項に違反していることは明白である。

10 「法の欠缺1ないし3」を補う法の立法義務が、国会（国会議員）に認められることについて

(1) 総論

一方配偶者による他方配偶者の同意を得ない子の連れ去り（引き離し）を防ぐために、法の欠缺1ないし3を補う立法（法改正）は必要不可欠であり、その立法義務を国会（国会議員）が負っていることは、以下の点から明白である。

(2) ハーグ条約における「不法な連れ去り」は、締約国の国内法における不法な連れ去りを意味していること

ア ハーグ条約上「不法な連れ去り」とは、各国国内法において「不法な連れ去り」とされる行為を意味している。

ハーグ条約3条は、「子の連れ去り又は留置は、次のa及びbに該当する場合に

は、不法とする。a 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。b 当該連れ去り若しくは留置の時に a に規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。」と規定している。

また外務省 HP のハーグ条約関連資料の頁（甲 2 3 の 1）に掲載されている「エリザ・ペレスーヴェラ氏による解説報告書(和訳, 早川眞一郎教授翻訳監修)」4 6 頁 1 1 9 項には、「本条約によれば、子の連れ去りが不法であるかどうかは、それが子の常居所の法令により付与された監護の権利の現実の行使を侵害してなされたかどうかによるのであるから」と記載されている（甲 2 3 の 2）。

すると、日本がハーグ条約を批准した後、日本側から他の締約国に対して、ハーグ条約に基づく子の返還請求が行われているのであるから（甲 2 4）、日本の国内法においても、一方親が他方親の同意を得ずに子を連れ去る（引き離す）ことにより他方親の権利（監護の権利）を侵害する行為を防ぐ法改正が行われなければならないこと、国会（国会議員）がその立法義務を負うことは明白である。

国会（国会議員）がその立法義務を負うことは、以下の10項(3)で引用する、児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会が、平成31年（2019年）2月1日付で、日本政府に対して行った勧告である「31. 委員会は、締約国が、子どもの不法な移送および不返還を防止しかつこれと闘い、国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させ、かつ、子どもの返還および面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行なうよう、勧告する。委員会はさらに、締約国が、関連諸国、とくに締約国が監護または面会権に関する協定を締結している国々との対話および協議を強化するよう、勧告するものである。」の内容からも明白である。

そのような日本の国内法の改正が行われずに、日本側から諸外国側へのハーグ条

約に基づく子の返還請求が行われるとすれば、それは、ハーグ条約上「不法な連れ去り」とは、各国国内法において「不法な連れ去り」とされる行為を意味していることとの関係で、矛盾が生じる。その意味においても、国会（国会議員）がその立法義務を負うことは明白である。

イ また、上の10項(2)アでも引用したハーグ条約の注釈として、エリザ・ペレスーヴェラ氏による解説報告書の28頁の「71」項の箇所では、以下の記載がされている（甲23の2）。

「ところで、本条約が採用した見解においては、共同監護権を有する者の1人が、他方の監護権者の同意なしに子を連れ去ることも、不法とされている。この場合において、この不法性は、法律に反することに根拠を有するものではなく、その行為がこれも法律により保護されているところの他方の親の権利を無視し、当該権利の通常の実行使を妨害したという事実に基づくものである。本条約の真の性質は、このような状況において、より明瞭に示されることになる。すなわち、本条約は、将来において子の監護が誰に託されるべきかという点や、かつて下された共同監護の決定をその前提となった事情が変わったため修正する必要があるかという点について決めようとするのではなく、監護に関する終局的な決定が、当事者のひとりが一方的にもたらした事情の変更によって影響されてしまうという事態を避けようとしているにすぎない。」

このエリザ・ペレスーヴェラ氏による解説報告書の28頁の「71」項の箇所の内容を、ハーグ条約上「不法な連れ去り」は、各国国内法において「不法な連れ去り」とされる行為を意味していることをふまえて読むと、日本の国内法とハーグ条約上の請求の関係について、以下のように説明されることになる。

「本条約が採用した見解においては、共同監護権を有する者の1人が、他方の監護権者の同意なしに子を連れ去ることも、不法とされている。つまり、ハーグ条約上の「不法の連れ去り」は、共同監護権を有する者の1人が、他方の監護権者の同意なしに子を連れ去ることも含むのである。

その理由はなにか。この場合において、この不法性は、法律に反することに根拠を有するものではなく、その行為がこれも法律により保護されているところの他方の親の権利を無視し、当該権利の通常の行使を妨害したという事実に基づくものである。本条約の真の性質は、このような状況において、より明瞭に示されることになる。すなわち、本条約は、将来において子の監護が誰に託されるべきかという点や、かつて下された共同監護の決定をその前提となった事情が変わったため修正する必要があるかという点について決めようとするのではなく、監護に関する終局的な決定が、当事者のひとりが一方的にもたらした事情の変更によって影響されてしまうという事態を避けようとしているにすぎない。

つまり、共同監護者の1人による子の連れ去りについて、『法律上監護権を有しているから不法な連れ去りではない』との主張を許さないために、事実上の監護権を有する親の同意なく子を連れ去り、監護権を侵害した場合も、ハーグ条約上の『不法な連れ去り』としたのである。

さらには、共同監護者の1人による子の連れ去りにより、監護に関する終局的な決定が、その当事者のひとりが一方的にもたらした事情の変更によって影響されてしまうという事態を避けるために、ハーグ条約上の『不法な連れ去り』としたのである。

そして、ハーグ条約上の『不法な連れ去り』とされるためには、その子が生活をしてきた国の国内法により『不法な連れ去り』とされていなければならないのであるから、日本はハーグ条約を批准する段階で、国内法をハーグ条約の『不法な連れ去り』に適合させるように、法改正を行う義務を負っていた。なぜならば、日本から諸外国への子の連れ去りに対して、ハーグ条約上の『不法な連れ去り』であるとした子の引き渡しを求めるためには、日本の国内法において、共同監護権を有する者の1人が、他方の監護権者の同意なしに子を連れ去ることも、不法であるとされていることが必要だからである。

そしてその法改正では、日本の国内法において、『共同監護権を有する者の1人が、他方の監護権者の同意なしに子を連れ去ることは不法である。そのようなことを許す

と、監護に関する終局的な決定が、当事者のひとりが一方的にもたらした事情の変更によって影響されてしまうという事態が生じてしまうので、それを避けなければならない。』との内容の改正がされなければならなかった。日本の国会（国会議員）は、ハーグ条約の批准に際して、そのような法改正の立法義務を負ったのである。

ところが、そのような日本の国内法改正は、未だにされていないのである。」

ウ このエリザ・ペレスーヴェラ氏による解説報告書の28頁の「71」項の箇所（甲23の2）で書かれているように、ハーグ条約上の不法な連れ去りが、法律違反だけでなく、事実上の監護権侵害も含まれるとされたのは、共同親権者の一方が子を連れ去り、「私は親権者だから法律違反はない」と主張することを禁止するためである。そして、その主張を防ぎ、当事者のひとりが一方的にもたらした事情の変更によって影響されてしまう事態が生じることを避けること（子を連れ去った（引き離した）者が子を元に戻すこと）が求められているのである。それも同解説報告書で書かれていることである。

とすると、そこに言う事実上の監護権侵害が日本の国内法でも「不法」とされるためには、日本において共同親権者の一方が子を連れ去った場合、それは他方親権者の監護権を侵害する許されない行為である（不法である）と日本の国内法で規定されていることが必要である。

また、そこに言う事実上の監護権侵害が日本の国内法でも認められるとされるためには、日本において共同親権者の一方が子を連れ去った場合、それは他方親権者の監護権を侵害する許されない行為である（不法である）として、子を元に戻すことが、日本の国内法上義務付けられていることが必要である。

ところが、日本の国内法では、共同親権者の一方が子を連れ去った場合、それは他方親権者の監護権を侵害する許されない行為（不法な行為）であるとは規定されていない。子を連れ去った親が親権者の決定等において不利益を受ける規定も設けられていない。

また、日本において共同親権者の一方が子を連れ去った場合、それは他方親権者の

監護権を侵害する許されない行為である（不法である）として、子を元に戻すことは、日本の国内法上義務付けられていない。

つまり、日本の法律制度上、共同親権者の一方による子の連れ去りは、「不法」とはされていないのである。それは「適法行為」とされているのである。

よって、日本がハーグ条約を批准したこと、さらには、日本から他の批准国に対してハーグ条約上の「不法な連れ去り」に基づいて子の引き戻しを請求するために、日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）が他方親の監護権を侵害する行為（不法な行為）であることを明示し、それを防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

- (3) 児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会から、日本に対して、「国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させること」を求める勧告が出されていること

児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会は、平成31年（2019年）2月1日付で、日本政府に対して、「31. 委員会は、締約国が、子どもの不法な移送および不返還を防止しかつこれと闘い、**国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させ**、かつ、子どもの返還および面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行なうよう、勧告する。委員会はさらに、締約国が、関連諸国、とくに締約国が監護または面会権に関する協定を締結している国々との対話および協議を強化するよう、勧告するものである。」と勧告を行った（子どもの権利委員会：総括所見：日本（第4～5回）31条）（甲25）。

この勧告により、日本は、「子どもの不法な移送および不返還を防止しかつこれと闘う」義務を負い、また日本は「**国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させ**、かつ、子どもの返還および面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行なう」義務を負うことになる。

するとこの勧告が出されたことにより、日本が、日本の国内法においても、ハーグ条約と同様に、子の連れ去り（引き離し）が他方親の監護権を侵害する行為であることを明示し、それを防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

(4) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定を設けることは、児童の権利に関する条約の批准国としての日本の義務であること

ア 児童の権利に関する条約9条1項は「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」と規定している。

この条項は、子が両親から共同親権、共同監護を受ける権利、さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を有していることを認めた内容である。

この条項により、児童が一方親の意思に反して、その一方親から分離されないことを確保するために、日本は子の連れ去り（引き離し）を禁止する立法（法改正）を行う立法義務を負っていることは明白である。

イ また児童の権利に関する条約9条3項は、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」と規定している。

この条項も、子が両親から共同親権、共同監護を受ける権利、さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を有していることを認めた内容である。

一方配偶者の同意なく、他方配偶者が子を連れ去られた（引き離された）結果、現在の家裁の実務では、連れ去られた（引き離された）親は、連れ去った（引き離した）親の同意がない限り、子に会えなくなるか、会えたとしても月に1回短時間だけであることがほとんどである。また、連れ去られた（引き離された）親は、子の親権を事実上行使することが困難になる。さらに、連れ去られた（引き離された）親は、子の養育及び発達について関わるのが困難になる。それは、この条項に反することである。

この条項により、日本は「父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」義務を負っているのであるから、日本の国会（国会議員）が、日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

ウ また、児童の権利に関する条約 18 条 1 項は「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。」と規定している。

この条項も、子が両親から共同親権、共同監護を受ける権利、さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を有していることを認めた内容である。

10 項 (4) イでも述べたように、一方配偶者の同意なく、他方配偶者が子を連れ去られた（引き離された）結果、現在の家裁の実務では、連れ去られた（引き離された）親は、連れ去った（引き離した）親の同意がない限り、子に会えなくなるか、会えたとしても月に 1 回短時間だけであることがほとんどである。また、連れ去られた（引き離された）親は、子の親権を事実上行使することが困難になる。さらに、連れ去られた（引き離された）親は、子の養育及び発達について関わるのが困難になる。それは、この条項に反することである。

この条項により、日本は「児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。」義務を負っているのであるから、日本の国会（国会議員）が、日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

エ (ア) 児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会は、平成 31 年（2019 年）2 月 1 日付で、日本政府に対して、「27. 委員会は、締約国が、以下のことを目的として、十分な人的資源、技術的資源および財源に裏づけられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。(b) 子どもの最善の利益に合致する場合

には（外国籍の親も含めて）子どもの共同親権を認める目的で、離婚後の親子関係について定めた法律を改正するとともに、非同居親との個人的関係および直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できることを確保すること。」を求める勧告を出した（子どもの権利委員会：総括所見：日本（第4～5回）27条(b)（甲23））。

(イ) 10項(4)イでも述べたように、一方配偶者の同意なく、他方配偶者が子を連れ去られた（引き離された）結果、現在の家裁の実務では、連れ去られた（引き離された）親は、連れ去った（引き離した）親の同意がない限り、子に会えなくなるか、会えたとしても月に1回短時間だけであることがほとんどである。するとこの勧告において、「非同居親との個人的関係および直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できることを確保すること。」とされたことにより、日本の国会（国会議員）が、「非同居親との個人的関係および直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できなくなることを防ぐために」、日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

また、この勧告において、「子どもの最善の利益に合致する場合には（外国籍の親も含めて）子どもの共同親権を認める目的で、離婚後の親子関係について定めた法律を改正する」とされたことは、いわゆる離婚後共同親権を求めた内容であり、それは子どもの権利委員会が、児童の権利に関する条約に明記されている、子が両親から共同親権、共同監護を受ける権利、さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を実現することを、日本に対して求めた内容である。そこからしても、日本の国会（国会議員）が、「非同居親との個人的関係および直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できなくなることを防ぐために」、日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

(5) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定を設けることは、自由権規約（B規約）

の批准国としての日本の義務であること

日本が昭和54年（1979）年に批准した国際人権条約である市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）規約（B規約）の23条4項は、「この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適切な措置をとる。その解消の場合には、児童に対する必要な保護のため、措置がとられる。」と規定している。

この条項により、親の子に対する①リプロダクティブ権、②親権、③監護権（子に対する権利及び責任）を両親が平等に確保するために、日本の国会（国会議員）が、日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

親の子に対する①リプロダクティブ権、②親権、③監護権（子に対する権利及び責任）は、その性質上、両親に平等に保障されるべき性質の権利だからである。

(6) 外国法及び日本が批准する条約の存在は日本国憲法の解釈に影響を与える立法事実であること

ア 上でも引用したが、最高裁判所大法廷平成27年（2015年）12月16日判決（女性の再婚禁止期間違憲訴訟）は、女性の再婚禁止期間の旧規定の内、100日を超える部分を違憲とした理由に外国法を引用した上で、次のように判示している。それは、外国法の存在が、日本国憲法の解釈に意味を与える立法事実であることを示している。

「また、かつては再婚禁止期間を定めていた諸外国が徐々にこれを廃止する立法をする傾向にあり、ドイツにおいては1998年（平成10年）施行の「親子法改革法」により、フランスにおいては2005年（平成17年）施行の「離婚に関する2004年5月26日の法律」により、いずれも再婚禁止期間の制度を廃止するに至っており、世界的には再婚禁止期間を設けない国が多くなっていることも公知の事実である。それぞれの国において婚姻の解消や父子関係の確定等に係る制度が異なるものである以上、その一部である再婚禁止期間に係る諸外国の立法の動向は、

我が国における再婚禁止期間の制度の評価に直ちに影響を及ぼすものとはいえないが、再婚をすることについての制約をできる限り少なくするという要請が高まっていることを示す事情の一つとなり得るものである。」

イ 日本が締約国となっている条約の内容や、その条約機関から日本に対して出された法改正を求める勧告は、日本国憲法の解釈に影響を与える立法事実として存在している。

この点につき、大阪高裁平成30年8月30日判決（大阪高裁平成30年（ネ）第247号）において引用されている（甲22号証6頁）、同判決の原審である神戸地裁平成29年11月29日判決（神戸地裁平成28年（ワ）第1653号）では、日本が締約国となっている条約の内容や、その条約機関から日本に対して出された法改正を求める勧告が、日本国憲法の解釈に影響を与える立法事実として存在していることを、以下のように認めている（甲21号証32頁）。

「日本が締約国となっている条約・勧告の内容や諸外国における立法の内容が立法事実となり得ることは否定できない。」

(7) いわゆる三菱樹脂事件において最高裁大法廷昭和48年12月12日判決は、私人による人権侵害について、「その侵害の態様、程度が社会的に許容し得る限界を超えるときは、立法措置によって是正を図り」と判示している。

つまり最高裁判例によって、私人による人権侵害の態様、程度が社会的に許容し得る限界を超えるときは、立法措置によって是正を図る立法義務が、国会（国会議員）にはあるのである。

子の連れ去り（引き離し）が、連れ去られる（引き離される）側の親の基本的人権（①リプロダクティブ権、②親権、③監護権）を侵害する違法な行為であり、その人権侵害の態様、程度が社会的に許容しうる限界を超えていることは、一方親による子の連れ去り（引き離し）が、日本の国内で大きな問題とされ（上でも引用した令和元年11月14日の参議院法務委員会において、嘉田由紀子議員が、親権を付与する基準が法的にないことの問題を指摘した上で、基準なしに裁判所が原則ではない継続性

の原則を適用するため、強制的に連れ去りをして実態を作っていると指摘したことはその1つである（甲18）。）、国際社会からも大きな非難を受けていることから明白である（甲26）。

(8) 男女共同参画社会基本法4条は、「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」と規定している。

この条項により、子に対する①リプロダクティブ権、②親権、③監護権（子に対する権利及び責任）を両親が平等に確保するために、日本の国会（国会議員）は子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務を負っていることは明白である。

親の子に対する①リプロダクティブ権、②親権、③監護権（子に対する権利及び責任）は、その性質上、両親に平等に保障されるべき性質の権利だからである。

(9) 自力救済が禁止されていること

最高裁昭和40年12月7日判決は、「私力の行使は、原則として法の禁止するところであるが、法律に定める手続によつたのでは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむを得ない特別の事情が存する場合においてのみ、その必要の限度を超えない範囲内で、例外的に許されるものと解することを妨げない。」と判示している。

配偶者による子の連れ去り（引き離し）は、子を連れ去って（引き離して）自らがその後子を養育し、親権を行使し、監護を行おうという行為なのであるから、それは法律上の手続を経ない自力救済によって利益を得る行為である。

最高裁昭和40年12月7日判決が判示したように、日本の国内法上自力救済は原則として許されない違法な行為であり、そのような行為が生じることを防止する

立法（法改正）を行う立法義務を国会（国会議員）は負っているものである。

現在、一方配偶者による子の連れ去り（引き離し）が日本の国内で大きな問題とされ（上でも引用した令和元年11月14日の参議院法務委員会において、嘉田由紀子議員が、親権を付与する基準が法的にないことの問題を指摘した上で、基準なしに裁判所が原則ではない継続性の原則を適用するため、強制的に連れ去りをして実態を作っていると指摘したことはその1つである（甲18）。）、また国際社会から非難されている（甲26）のも、それが親の子に対する基本的人権を侵害する行為であると同時に、法律上の手続を経ない自力救済によって利益を得る行為であるからに他ならない。

上の7項(4)イで引用したように、日本の民法が、父母の意見が一致しない場合の取扱い（解決のための手続規定）を設けていないのに対し、諸外国の法では、そのような場合に対応するための規定を置いている例が多い（フランスやドイツでは最終的には裁判所の決定にゆだねている）（大村敦志『家族法』（有斐閣、第3版、2010年）102頁（甲20））。国際社会から見ると、日本の法律制度では一方配偶者の子の連れ去り（引き離し）が容認され、かつそれが解決されないまま放置された状態であることが不合理と評価されるのは当然のことである。

(10) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定を設けることは、最高裁判例の立場からも求められること

ア 非嫡出子の相続分についての最高裁大法廷平成25年9月4日決定について

当時の民法900条4号但書が、非嫡出子の相続分を、嫡出子の相続分の半分としていた規定について、憲法14条1項の法の下での平等に違反すると判示した最高裁大法廷平成25年9月4日決定の立場からすると、子の連れ去り（引き離し）を禁止する立法（法改正）を行うことが国会（国会議員）に課せられた義務であることは明白である。

最高裁大法廷平成25年9月4日決定は、「子が自ら選び、正せない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されない、との考えが確立されてきていること。」等を

理由として、当時の民法900条4号但書を、憲法14条1項に違反する、と判断した判例である。

子を連れ去ること（引き離すこと）も、本来は両親から同様に親権を行使される立場であるはずの子にとって、自ら選び、正せない事柄である。子は、一方配偶者（親）による連れ去り（引き離し）という事実により、他方配偶者（親）から引き離され、触れ合う機会を奪われる。連れ去られた（引き離された）子は、連れ去った（引き離した）配偶者の同意がない限り、他方配偶者（親）に会えなくなるか、会えたとしても月に1回短時間だけであることがほとんどである。また子は、他方配偶者（親）から親権を受けることが事実上困難となる。さらに子は、他方配偶者（親）から養育及び発達について関わりを受けることが困難になる。

つまり、子が一方配偶者（親）により連れ去られること（引き離されること）は、子が両親から共同親権、共同監護を受ける権利、さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を奪われることを意味しているのである。それは、「子が自ら選び、正せない事柄を理由に不利益を及ぼすこと」である。その意味において、最高裁大法廷平成25年9月4日決定の立場からすると、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行うことが国会（国会議員）に課せられた義務であることは明白である。

イ 女性の再婚禁止期間についての最高裁大法廷平成27年12月16日判決について

最高裁大法廷平成27年12月16日判決（平成25年（オ）第1079号、女性の再婚禁止期間違憲訴訟）である（なお、このイにおいては、同判決を「最高裁大法廷平成27年判決」という。）。最高裁大法廷平成27年判決では、当時の民法733条1項の規定していた女性の再婚禁止期間（当時は6箇月）が違憲ではないか、が争点とされた。最高裁大法廷平成27年判決の前の先例であった最高裁平成7年12月5日判決は、女性の再婚禁止期間の目的について「父子関係の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争を予防する」ことにある、と判示していた。それは、

①父子関係の重複を回避し、かつ②父子関係をめぐる紛争を予防する、という意味で、②の父子関係をめぐる紛争が起きることは、子ではなく、親や家族にとって不都合だ、という側面を考慮に入れて、女性の再婚禁止期間として、嫡出推定規定の重複を避けるための100日だけでなく、それを超える6箇月の期間を設けることも許される、と判示したことを意味している（女性の再婚禁止期間が設けられた理由の1つとして、「嫡出推定が重複する期間だけでは、女性自身が妊娠に気付かない場合があり、また女性が妊娠していることが外見からは分からないから、紛争が生じる可能性があるために、幅を持たせて6箇月にした。」という説明がされている（久貴忠彦「再婚禁止期間をめぐって」ジュリスト981号（有斐閣、1991年）37頁（甲27）））。

ところが、最高裁大法廷平成27年判決は、女性の再婚禁止期間の目的についての判示において、「父子関係の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争を予防する」ことにある、と判示した。最高裁大法廷平成27年判決は、そこに「もって」という言葉を入れることで、父子関係の重複を回避することだけが女性の再婚禁止期間の目的であり、それは未成年者子の福祉や未成年者子の保護のために設けられた規定であって、それを超えて親や家族の不都合という面を考慮に入れて女性の再婚禁止期間を長くすることは許されない、と判示したのである。

つまり最高裁大法廷平成27年判決は、「親子法は子の福祉や子の保護のためにあるのであり、親の不都合を防止するための制度ではない」ことを確認したことになる。

とすると、この最高裁大法廷平成27年判決の立場から一方配偶者（親）が子を連れ去ること（引き離すこと）を評価すると、その行為は、一方配偶者（親）の不都合により、他方配偶者（親）の同意なく子を連れ去る（引き離す）ことなのであるから、明らかに離婚後の親の不都合（子を連れ去った（引き離した）配偶者（親）が他方配偶者（親）と関わりたくないという親の不都合）を防ぐための行動であることは明白である。

そして、子は、一方配偶者（親）による連れ去り（引き離し）という事実により、他方配偶者（親）から引き離され、触れ合う機会を奪われる。連れ去られた子は、連れ去った（引き離した）配偶者の同意がない限り、他方配偶者（親）に会えなくなるか、会えたとしても月に1回短時間だけであることがほとんどである。また子は、他方配偶者（親）から親権を受けることが事実上困難となる。さらに子は、他方配偶者（親）から養育及び発達について関わりを受けることが困難になる。

つまり、子が一方配偶者（親）により連れ去られること（引き離されること）は、子が両親から共同親権、共同監護を受ける権利、さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を奪われることを意味しているのである。それは、子の福祉や子の保護について生じる「子の不利益」を生じさせる行為であり、最高裁大法廷平成27年判決は、「親子法は子の福祉や子の保護のためにあるものであり、親の不都合を防止するための制度ではない」ことを確認したことからすると、許されない行為であることは明白である。

最高裁大法廷平成27年判決の立場からすると、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行うことが国会（国会議員）に課せられた義務であることは明白である。

- (11) このように、一方配偶者による他方配偶者の同意を得ない子の連れ去り（引き離し）を防ぐために、法の欠缺1ないし3を補う立法（法改正）は必要不可欠であり、その立法義務を国会（国会議員）が負っていることは明白であるにもかかわらず国会（国会議員）は、その立法措置を執ることを怠っているのである。

11 「法の欠缺1ないし3」についての国会（国会議員）の立法不作為が国家賠償法上違法であること

- (1) 最高裁平成17年9月14日大法廷判決は、国会（国会議員）の立法不作為が国家賠償法上違法となる場合を2つ判示している（下線は原告らによる記載である。）。

「国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、

国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものである。したがって、国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したかどうかの問題であって、当該立法の内容又は立法不作為の違憲性の問題とは区別されるべきであり、仮に当該立法の内容又は立法不作為が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに違法の評価を受けるものではない。しかしながら、立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである。最高裁昭和53年（オ）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁は、以上と異なる趣旨をいうものではない。」

- (2) さらに、最高裁平成27年12月16日大法廷判決（平成25年（オ）第1079号損害賠償請求事件（女性の再婚禁止期間違憲訴訟））は、国会（国会議員）の立法不作為が国家賠償法上違法となる場合について、以下のように判示している。

「法律の規定が憲法上保障され又は保障されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである（最高裁昭和53年（オ）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁，最高裁平成13年（行ツ）第82号，第83号，同年（行ヒ）第76号，第77号同17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁参照）。」

(3) ア 上の「8 小括」及び「9 「法の欠缺1ないし3」が憲法違反であることについて」で主張したように、「法の欠缺1ないし3」が憲法13条、憲法24条1項、憲法14条1項及び憲法24条2項に違反していることは明白である。

イ また、上の「10 「法の欠缺1ないし3」を補う法の立法義務が、国会（国会議員）に認められることについて」で主張したように、「法の欠缺1ないし3」を補う法の立法義務が、国会（国会議員）に認められることも明白である。

ウ それにもかかわらず、国会（国会議員）が立法措置を執らないことは、最高裁平成17年9月14日大法廷判決が判示した「国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合」に該当する。

なぜならば、国民に憲法上保障されている権利であるリプロダクティブ権、親権及び監護権を行使する機会を確保するためには、他方配偶者による子の連れ去りが行われないための立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠っていることが明白だからである。

エ またそれは、最高裁平成27年12月16日大法廷判決（平成25年（オ）第1079号損害賠償請求事件（女性の再婚禁止期間違憲訴訟））が判示した「法律の規定が憲法上保障され又は保障されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合」に該当する。

なぜならば、一方配偶者による子の連れ去りが、他方配偶者について、国民に憲法上保障され又は保障されている権利利益であるリプロダクティブ権、親権及び監護権を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその立法措置を怠っていることが明白だからである。

(4) ちなみに、最高裁平成17年9月14日大法廷判決は、日本国内に在住する国民については国政選挙における選挙権行使の機会が確保されていたのに対して、在外国民に国政選挙における選挙権行使の機会を確保するための在外選挙制度を設けるなどの立法措置を執ることが必要不可欠であったにもかかわらず、国会（国会議員）が何らの立法措置を執らなかったことが、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けると判示した。その事案においては、以下のように同じ日本国民につき、外国に在住する日本国民については在外選挙制度などの立法措置が存在しないこと（法の欠缺）が憲法違反ではないかが争点とされた点において、本件と同じ「法の欠缺」の憲法適合性が問題とされたものである。

最高裁平成17年9月14日大法廷判決当時の公職選挙法における区別と法の欠缺

- ① 日本国内に在住する国民→選挙権の行使が可能
- ② 外国に在住する日本国民→選挙権の行使が不可能

(5) また、最高裁平成20年6月4日大法廷判決は、当時の国籍法3条1項の規定は、日本国民である父から出生後認知された非嫡出子のうち、父母が法律上の婚姻をしていない者のみが日本国籍を取得できないという区別を生じさせていたことにつき、血統主義を基調としつつ、我が国との密接な結び付きの指標となる一定の要件を設けて、これらを満たす場合に限り出生後における日本国籍の取得を認められることとした立法目的には合理的な根拠が認められるが、立法目的との間における合理的関連性は内外における社会的環境の変化等によって失われており、今日において同項の規定が本件区別を生じさせていることは、憲法14条1項に違反する、と判示した。その事案においても、以下のように父母が法律上の婚姻をしていない者のみが日本国籍を取得できないこと（法の欠缺）が憲法違反ではないかが争点とされた点において、本件と同じ「法の欠缺」の憲法適合性が問題とされたものである。

最高裁平成20年6月4日大法廷判決当時の国籍法における区別と法の欠缺

①婚姻や認知の有無にかかわらず日本人女性から子が出生→日本国籍が得られる

②日本人男性と婚姻した外国人女性から子が出生→日本国籍が得られる

③両親が婚姻せず、胎児のうちに認知がされた→日本国籍が得られる

④親が婚姻せず、子の出生後に認知がされた→日本国籍が得られない

⑤親が婚姻せず、子の出生後に認知。その後両親が婚姻→日本国籍が得られる

12 国会（国会議員）の立法不作為は漫然と行われた違法な行為である（以下では「本件違法行為」という。）。

13 原告らの損害

(1) 原告Aの損害

ア 原告Aは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Aが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Aは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Aが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Aの受けた損害は、合計金11万円である。

(2) 原告Bの損害

ア 原告Bは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Bが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Bは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Bが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為

と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Bの受けた損害は、合計金11万円である。

(3) 原告Cの損害

ア 原告Cは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Cが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Cは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Cが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Cの受けた損害は、合計金11万円である。

(4) 原告Dの損害

ア 原告Dは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Dが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Dは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Dが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Dの受けた損害は、合計金11万円である。

(5) 原告Eの損害

ア 原告Eは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Eが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Eは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざる

を得なかった。原告Eが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Eの受けた損害は、合計金11万円である。

(6) 原告Fの損害

ア 原告Fは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Fが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Fは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Fが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Fの受けた損害は、合計金11万円である。

(7) 原告Gの損害

ア 原告Gは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Gが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Gは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Gが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Gの受けた損害は、合計金11万円である。

(8) 原告Hの損害

ア 原告Hは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Hが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Hは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Hが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Hの受けた損害は、合計金11万円である。

(9) 原告Iの損害

ア 原告Iは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Iが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Iは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Iが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Iの受けた損害は、合計金11万円である。

(10) 原告Jの損害

ア 原告Jは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Jが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Jは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Jが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Jの受けた損害は、合計金11万円である。

(11) 原告Kの損害

ア 原告Kは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Kが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円

は下らない。

イ さらに原告Kは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Kが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Kの受けた損害は、合計金11万円である。

(12) 原告Lの損害

ア 原告Lは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Lが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Lは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Lが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Lの受けた損害は、合計金11万円である。

(13) 原告Mの損害

ア 原告Mは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Mが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Mは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Mが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Mの受けた損害は、合計金11万円である。

(14) 原告Nの損害

ア 原告Nは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

原告Nが被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

イ さらに原告Nは、本件提訴のために、法律の専門家である弁護士らに依頼せざるを得なかった。原告Nが費やした弁護士費用の内、金1万円が被告の本件違法行為と相当因果関係にある損害である。

ウ その結果、原告Nの受けた損害は、合計金11万円である。

14 結論

よって

- (1) 原告Aは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (2) 原告Bは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (3) 原告Cは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (4) 原告Dは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (5) 原告Eは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (6) 原告Fは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを

- (7) 原告Gは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (8) 原告Hは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (9) 原告Iは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (10) 原告Jは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (11) 原告Kは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (12) 原告Lは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (13) 原告Mは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- (14) 原告Nは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを
- それぞれ求める。

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 甲号証写し | 各 1 通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1 4 通 |